

第2章 災害予防計画

第1節 災害予防対策の基本方針

第1 災害予防対策の必要性

地震は突然やってくる。そして、いつ、発生するかは予想できないが、発生した場合にどのような被害をもたらすかは、知見の限りにおいて想定することはできる。また、災害からの復旧・復興には、多大な時間と経費が必要であることは、阪神淡路大震災など過去の震災の例からも明らかである。

それゆえに、地震による被害を最小限にするためには、市民一人ひとりの心構えをはじめとして、事前の予防対策をしっかりと行うことが大切である。

第2 災害予防対策の基本方針

災害予防対策にあたっては、市民、企業、自主防災組織、町内会、その他の地域団体及び札幌市・防災関係機関は、次のような基本方針に基づき取組を進める必要がある。

1 命を守るために何が重要かを想像する。

阪神・淡路大震災では、死者の大半が木造家屋の倒壊又は家具の転倒等による圧死や窒息死だと言われている。大規模地震から命を守るためには、市民一人ひとりが住宅の耐震化、家具の固定などの安全確保に取り組む必要があるほか、札幌市や防災関係機関は、公共施設の耐震化などの施設整備を進めることが重要である。

2 日ごろの取組が大切である。

いざというときに冷静な行動をするためには、市民一人ひとりが、日ごろから地震に対する正しい知識を持ち備えておくことが必要であり、地域において、防犯・防火、交通安全といった日常の取組を通じて連帯意識を育むことが大切である。また、災害への備えは、一度行ってしまえば良いというものではなく、これらの取組を継続し、防災意識の向上や人材育成の強化などを図ることが必要である。

さらに、札幌市や防災関係機関においては、防災のためだけに施策を実施するのではなく、日ごろの業務の中から、災害時の被害の軽減を意識しておくことが重要である。

3 より幅広い連携が必要である。

自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、自分の命は自分で守るという「自助」、地域のことは地域で助けあう「共助」が必要であり、社会のさまざまな主体が連携して防災のために行動することが必要である。

この動きが社会全体に広がっていき、市民、企業、自主防災組織、町内会、その他の地域団体及び行政が日常的に防災のために活動を続けている「防災協働社会」を構築することにより、災害の被害を軽減し、一人でも多くの人を救うことにつなげていかなければならない。

第3 災害予防対策における市民・企業等の役割

災害予防対策の基本方針に基づき、災害に対する事前の備えとして、市民、企業、自主防災組織、町内会、その他の地域団体がそれぞれ次の予防対策に取り組む必要がある。

また、災害発生時の救助活動などの「共助」の取組を円滑に行うためには、日常の活動を通じて連帯意識を育むなど、協働の取組が重要である。

【予防対策における役割】

活動の担い手	予防対策の取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震化、家具の固定等の安全確保 ・家庭内備蓄・非常持出品等の準備 ・避難場所の確認 ・家族で防災対策について協議
協働の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織や地域で行われる防災訓練等への参加
企業	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の耐震化、避難経路の設定等の安全対策 ・従業員、顧客、施設利用者等の安全確保のための訓練の実施 ・地震発生後の3日間は企業自らの努力で対応できるよう備蓄等の準備 ・事業継続計画(BCP)の策定
協働の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織等への従業員の参加、資機材の提供
自主防災組織・町内会・その他地域団体	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・交通安全・防犯・防火・運動会など、日ごろの地域活動を通じた連帯感の醸成 ・地域における防災関連情報(要配慮者の状況、危険箇所の状況、防災に役立つ人材・資機材の状況等)の把握 ・防災訓練の実施、訓練等を通じた人材育成、連携体制の強化 ・防災資機材の整備 ・防災知識の普及・啓発

「事業継続計画(BCP)」

災害時に重要業務が中断しないこと、また、災害時に事業活動が中断した場合に、可能な限り短期間で重要な機能を再開させ、業務中断に伴う競合他社への顧客の流出、市場占有率の低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略のこと。

バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、要員の確保、安否確認の迅速化、生産設備の代替などの対策を実施する。

第2節 災害に強い組織・ひとづくり

〔施策の体系〕

この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体
第1 防災知識・技能の普及	1 市民への防災知識の普及	危機管理局危機管理部危機管理課、各区市民部総務企画課	
	2 企業防災の取組に関する意識啓発	危機管理局危機管理部危機管理課、経済観光局産業振興部経済企画課	
	3 応急手当の普及・啓発	消防局警防部救急課、各消防署	
	4 市職員の防災教育の実施	危機管理局危機管理部危機管理課、各部局	
第2 防災体制の整備・強化	1 配備体制の確立	危機管理局危機管理部危機管理課、消防局警防部指令課	
	2 特別動員体制の確立	危機管理局危機管理部危機管理課、総務局職員部人事課	
	3 業務マニュアル等の作成	危機管理局危機管理部危機管理課、各部局	
	4 災害対策本部機能の強化	危機管理局危機管理部危機管理課	
	5 業務継続計画・受援計画の策定	危機管理局危機管理部危機管理課、各部局	
第3 防災訓練の実施	1 総合防災訓練の実施	危機管理局危機管理部危機管理課	
	2 各区防災訓練の実施	各区市民部総務企画課、各消防署	
	3 職員非常参集訓練の実施	危機管理局危機管理部危機管理課、各部局	
	4 災害対策本部訓練の実施	危機管理局危機管理部危機管理課、各部局	
	5 各局別訓練の実施	各部局	

第1 防災知識・技能の普及

◇課題及び方針

災害による被害は、事前の備えや、発生時の的確な対応により軽減できる可能性があり、市民一人ひとりの防災の知識、意識の向上や経験の積み重ねが家庭、地域へと広がることにより、より大きな力となる。また、市職員及び各防災関係機関の職員が災害を知り、災害対策の基本を把握することが、より実効性ある災害予防対策や応急対策の実施につながる。

札幌市では、市民・企業等に対して、様々な媒体及び手法で防災知識・技能の普及啓発を行っていく。また、市職員に対して防災に関する知識を取得し、判断・行動ができるように職員研修で防災教育を推進する。

◇対策の現況及び計画

<p>1 市民への防災知識の普及 〔危機管理局危機管理部危機管理課、各区市民部総務企画課〕</p>	<p>広報紙・パンフレット・市広報番組(テレビ・ラジオ)・報道機関・シンポジウム・講演会・出前講座・コミュニティFMなど、様々な媒体及び手法で防災知識の普及啓発を図る。 ◆特に、本市の特性を踏まえ、次の点を重点的に実施する。 ○地震での被災防止に有効な建物の耐震化や家具の固定、配置の工夫 ○高層マンションに特有な事象(高層階への長周期地震動の影響、停電によるエレベーターや給水の停止への備えの必要等) ○冬季の災害に備えた暖房や保温に係る備えの必要性 ○停電に対する備えや備蓄品 ○簡易型災害図上訓練(DIG)の支援 ○地域の災害リスクや、自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)等の知識習得</p>
<p>2 企業防災の取組に関する意識啓発 〔危機管理局危機管理部危機管理課、経済観光局産業振興部経済企画課〕</p>	<p>◆さまざまな広報媒体・手法を用いて、従業員等の安全確保のための備蓄、避難等マニュアル、訓練の実施、事業継続計画(BCP)の策定の必要性等について普及啓発を図る。</p>
<p>3 応急手当の普及・啓発 〔消防局警防部救急課、各消防署〕</p>	<p>普通救命講習等の演習を行い、応急手当の普及啓発を実施している。 ◆令和2年8月には、講習受講者が30万人を超え、今後も継続的に普及啓発を実施する。</p>
<p>4 市職員の防災教育の実施 〔危機管理局危機管理部危機管理課、各部局〕</p>	<p>市職員に対する防災教育を行い、危機管理意識を高め、災害時の行動力・判断力の醸成を目指す。 ◆職員研修の機会をとらえて災害への知識、札幌市の防災体制等の知識を普及する。 ◆札幌市危機管理基本指針に基づき、各職場において、事務分掌や業務マニュアルで定められた災害応急対策の役割について理解を深める。 ◆イントラネットでのeラーニングを活用する。</p>

第2 防災体制の整備・強化

◇課題及び方針

地震発生直後から迅速な災害応急対策を実施するためには、市役所の防災体制づくりが必要である。特に、地震災害は突発的に発生するため、夜間・休日を含めた職員の参集や人的制約を想定した業務実施体制の構築、災害対策本部の設置などの危機管理機能を高めることが要求される。一方、災害対策の拠点となる市役所・区役所は、停電や建物被害のため機能が低下することも予想される。

そこで、札幌市では、業務継続計画、受援計画、災害時の職員の参集体制及びマニュアル等を整備するとともに、災害時の庁舎機能を維持できるように努める。

また、感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における換気や消毒、感染者の別室への案内など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図るものとする。

◇対策の現況及び計画

<p>1 配備体制の確立 〔危機管理局危機管理部危機管理課、消防局警防部指令課〕</p>	<p>配備体制を災害対策本部運営規程のなかで位置付け、配備基準や配備対象部局を明確化している。また、24 時間体制で情報伝達ができる体制を整備している。 配備対象部局ごとに配備職員の連絡体制や活動内容を整備している。</p>
<p>2 特別動員体制の確立 〔危機管理局危機管理部危機管理課、総務局職員部人事課〕</p>	<p>夜間・休日等勤務時間外に震度 6 弱以上の地震が発生した場合、全職員が指定された場所に自動的に参集できる特別動員体制を整備している。 ◆非常参集訓練等の実施により検証を行うとともに、より効率的な動員体制を検討する。</p>
<p>3 業務マニュアル等の作成 〔危機管理局危機管理部危機管理課、各部局〕</p>	<p>札幌市危機管理基本指針に基づき、各危機管理責任者(局区長)が業務マニュアルを策定するとともに、見直しを定期的に行っている。</p>
<p>4 災害対策本部機能の強化 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕</p>	<p>市役所本庁舎の「危機管理局分室」に、防災行政無線統制局を設け、平常時から各種防災情報を収集しているほか、災害時には隣接する大会議室と連結して災害対策本部として活用する。また、災害対策本部の運営支援機能を有する「防災情報システム」を運用するなど、防災体制の強化を図っている。 ◆デジタル技術を活用し、更なる防災体制の強化について検討する。</p>
<p>5 業務継続計画・受援計画の策定 〔危機管理局危機管理部危機管理課、各部局〕</p>	<p>地震発災時の人的・物的制約下において、優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)を定め、災害対応等を適切に行えるよう「札幌市業務継続計画(地震災害対策編)」を策定している。 また、効果的に他自治体等からの支援を受け入れるための受援計画「札幌市応援者受入計画」も策定している。 ◆第4次地震被害想定や平成30年北海道胆振東部地震、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を踏まえ、業務継続計画及び応援者受入計画を令和4年度に見直している。</p>

第3 防災訓練の実施

◇課題及び方針

広報や研修などの機会を通して習得した防災知識も、平常時の訓練の積み重ねによって、はじめて実践的な行動力が発揮される。また、訓練を行うことによって、札幌市・防災関係機関・地域が一体となった連携体制を築くことができる。

札幌市では、大規模な地震及び風水害等を想定した総合防災訓練や、さまざまな条件を設定した各区分訓練等を実施して、災害対応の実践を習熟するように努める。また、積雪寒冷地として、冬期災害を想定した訓練のほか、新型コロナウイルス感染症を含む感染症拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を実施するものとする。

◇対策の現況及び計画

1 総合防災訓練の実施 〔危機管理局危機管理部 危機管理課〕	札幌市防災会議が主催し、大規模な地震及び風水害等が発生した場合を想定した総合的訓練を実施する。
2 各区防災訓練の実施 〔各区市民部総務企画 課、各消防署〕	各区分に区役所・消防署・町内会等が参加して地域の連携がとれるような訓練を実施する。
3 職員非常参集訓練の実施 〔危機管理局危機管理部 危機管理課、各部局〕	夜間・休日に地震が発生した場合を想定して、職員の参集、情報収集伝達等の訓練を実施し、併せて職員の防災意識向上を図る。
4 災害対策本部訓練の実施 〔危機管理局危機管理部 危機管理課、各部局〕	札幌市、防災関係機関が一体となり、災害時における活動体制や情報収集伝達体制・応援者の受入体制の検証を行う訓練を実施し、本部機能の強化を図る。
5 各局別訓練の実施 〔各部局〕	災害時における初期活動の充実・強化を図るための訓練を実施する。

第3節 災害に強い地域づくり

〔施策の体系〕

この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体
第1 自主防災活動の推進	1 組織・人に対する支援策	危機管理局危機管理部危機管理課、各区市民部総務企画課	自主防災組織(町内会等)
	2 資機材に関する支援策		
	3 情報に関する支援策		
	4 組織活動活性化に関する支援策	危機管理局危機管理部危機管理課、各区市民部総務企画課、消防局、各消防署、各消防団	自主防災組織(町内会等)
第2 要配慮者のための対策	1 要配慮者の把握	保健福祉局総務部地域福祉・生活支援課、高齢保健福祉部高齢福祉課、障がい保健福祉部障がい福祉課 ほか	
	2 避難行動要支援者名簿の作成	保健福祉局総務部地域福祉・生活支援課、高齢保健福祉部高齢福祉課、障がい保健福祉部障がい福祉課 ほか	
	3 個別避難計画の作成	保健福祉局総務部地域福祉・生活支援課、高齢保健福祉部高齢福祉課、障がい保健福祉部障がい福祉課 ほか	
	4 施設の耐震化向上	保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課、介護保険課、障がい保健福祉部障がい福祉課	
	5 福祉のまちづくり	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課	
	6 高齢者・障がい者施設への情報連絡体制	保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課、介護保険課、障がい保健福祉部障がい福祉課	
	7 外国人への支援体制	総務局国際部国際課	(公財)札幌国際プラザ、外国公館、大学、外国人コミュニティ、外国人支援団体等
	8 観光客への支援体制	経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課	

第1 自主防災活動の推進

◇課題及び方針

地震等の大規模災害の発生時には、その被害を最小限におさえるため、地域の中で防災活動をする必要がある。札幌市では「自主防災活動推進要綱」を策定し、日常の基礎的な地域コミュニティである最小単位の町内会等を自主防災活動の主体とし、既存の町内会組織の枠組みの中で防災活動を担ってもらおうよう、

- ①組織・人に対する支援策
 - ②資機材に関する支援策
 - ③情報に関する支援策
 - ④活動活性化に関する支援策
- の4つの支援策を推進している。

【活動の基本】

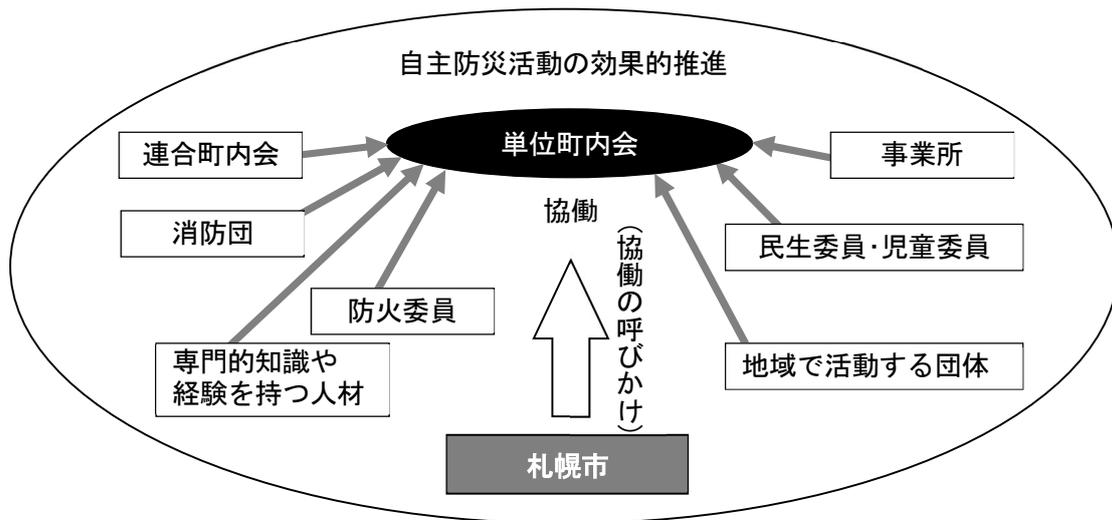
災害時 <ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集伝達、防災関係機関との連絡 ・地区住民の安否確認、避難誘導 ・出火防止の呼びかけ、初期消火 ・負傷者の救出・救護・応急手当 ・非常食等の救援物資の配布協力など
--

平常時 <ul style="list-style-type: none"> ・防災知識の普及 ・地域の安全点検 ・地域住民の把握 ・防災資機材の整備・点検 ・防災訓練の実施

【活動及び活動組織の編成(例)】

既存組織	災害時の主な活動		平常時の主な活動	
町内会長	本部	本部長	○災害活動等の指揮・調整など	<ul style="list-style-type: none"> ●防災関係機関との連絡調整 ●任務分担、連絡網の作成 ●研修会等の開催 ●防災訓練の実施(各部共通) ●その他防災に関すること
副会長		副本部長	○本部長の補佐など	
総務部長		総括部長	○各種情報の集約など	
防災リーダー		防災部長	○活動班との調整、防災機関への連絡など	
防犯部	活動班	情報連絡班	○災害・被害状況の把握、安否確認など	<ul style="list-style-type: none"> ●危険個所の把握、避難先の把握 ●安全点検の指導、水利の点検 ●防災資機材の点検、救急講習の受講 ●避難場所の周知、要配慮者の把握 ●備蓄物の点検、給水拠点の把握
青年部		消火班	○出火防止の呼びかけ、初期消火など	
体育部		救出救護班	○救出・救助、負傷者の応急手当など	
福祉部		避難誘導班	○避難経路の安全確認、避難誘導など	
女性部		給食給水班	○救援物資の配付、飲料水の確保、炊き出しなど	

【活動及び活動組織の編成(例)】



◇対策の現況及び計画

<p>1 組織・人に対する支援策 〔危機管理局危機管理部危機管理課、各区市民部総務企画課〕</p>	<p>令和6年4月1日現在、1,936の町内会で自主防災組織が結成されている。 ◆地域コミュニティの最小単位である町内会を主体とした活動組織の編成を働きかける。 ◆防災リーダー研修を開催し、自主防災活動の中核となる防災リーダーを養成する。</p>
<p>2 資機材に関する支援策 〔危機管理局危機管理部危機管理課、各区市民部総務企画課〕</p>	<p>災害時や訓練等で使用する基本的な資機材を支給(助成)する。なお、自主防災資機材保管庫の設置場所については、公園等への設置については、一定の要件の下(設置場所の確保が困難な場合や、管理上支障が無い場合)無償で占用許可を行っている。</p>
<p>3 情報に関する支援策 〔危機管理局危機管理部危機管理課、各区市民部総務企画課〕</p>	<p>◆各種防災パンフレット、防災資機材の取扱方法の実演などを盛り込んだ「札幌市防災DVD」、危機管理局ホームページのほか、自主防災セミナーや各区防災リーダー研修等を通じて、自主防災活動に有用な情報を提供する。</p>
<p>4 組織活動活性化に関する支援策 〔危機管理局危機管理部危機管理課、各区市民部総務企画課、消防局、各消防署、各消防団〕</p>	<p>◆防災訓練・防災研修会等の実施を促進し、必要な支援を行う。 ◆地域の災害に関する情報を知るための簡易型災害図上訓練(DIG)について、進行役の養成・派遣や地図などの用品を提供するなどの支援を行う。</p>

【推進体制の確立(役割分担)】

危機管理局危機管理部危機管理課	自主防災活動の推進に関する総合調整 組織化及び活動状況の把握(報告窓口は各区) 活動用資機材の助成(申請窓口は各区) 事業所等への働きかけ
各区市民部総務企画課	町内会への説明・組織結成の助言等 防災リーダー研修会の実施 連合町内会・関係団体への働きかけ
消防局、各消防署	町内会が行う防災研修会・防災訓練に関する支援 防災リーダー研修会の講師派遣 事業所、消防関係団体等への働きかけ
各消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・消防署と一体となった防災訓練等への支援 ・札幌市地域防災指導員[※]による町内会が行う防災研修会・防災訓練に関する支援、防災リーダー研修会の講師派遣
その他関係部局	所掌事務に関する支援

※「札幌市地域防災指導員」：防災に関する専門的知識を備えた消防団員

【関連対策】 応急第1節第3項
 【業務マニュアル等】 自主防災活動推進要綱、防災資機材助成要領、自主防災マニュアル

第2 要配慮者のための対策

◇課題及び方針

災害時には、避難などの対応が困難な高齢者や障がいのある方など、「要配慮者」の安全確保、さらに避難所・応急仮設住宅での生活援助等も必要となる。

札幌市では、要配慮者の安全を確保するために施設の耐震化を進めるとともに、「札幌市要配慮者避難支援ガイドライン」に基づき、地域が主体となって、災害時の避難支援や災害発生時の安否確認などができる体制の整備を促進する。併せて、要配慮者や支援者の個人情報収集することとなるため、個人情報保護法や個人情報保護条例、災害対策基本法を踏まえた適正な利用についても地域の理解促進を図る。

また、要配慮者が避難行動や避難所生活をする場合には、道路や建物の入り口の段差、施設の階段などが歩行の障害となるほか、災害が発生したときに二次災害を伴う危険がある。

そのため、札幌市では、札幌市福祉のまちづくり条例に基づき、要配慮者をはじめとする人にやさしいまちづくりを推進する。

要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のことをいう（災害対策基本法第8条第2項第15号）。

◇対策の現況及び計画

<p>1 要配慮者の把握 〔保健福祉局総務部地域福祉・生活支援課、高齢保健福祉部高齢福祉課、障がい保健福祉部障がい福祉課 ほか〕</p>	<p>地域における要配慮者の避難支援体制の整備を促進するため、避難支援の取組方法を地域団体等へ説明する出前講座の実施や、現に避難支援に取り組んでいる団体の活動を紹介するフォーラムを開催するなど、取組の普及啓発を行っている。</p> <p>◆地震発生時における要配慮者の安否確認、避難誘導などの避難支援に対応するため、地域が主体となって要配慮者情報を収集するなど避難支援体制づくりを促進する。また、要配慮者に対して、関係団体などを通じて取組を周知するとともに、登録への呼びかけを働きかける。</p> <p>◆要介護認定や障がい福祉サービスの利用状況などを踏まえ、介護サービス事業所のスタッフ、ケアマネジャー等と連携することにより要配慮者を把握し、各々の心身の状態、身近な避難場所などの情報を集約したりリストの作成について検討する。</p>
--	--

<p>2 避難行動要支援者名簿の作成 〔保健福祉局総務部地域福祉・生活支援課、高齢保健福祉部高齢福祉課、障がい保健福祉部障がい福祉課 ほか〕</p>	<ul style="list-style-type: none">◆避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は「札幌市要配慮者避難支援ガイドライン」において定める。◆名簿作成に必要な介護や障がい等に関する情報は、高齢・障がい福祉システム等から抽出して集約する。◆名簿は年に一度以上更新する。◆地域における避難支援の取組を推進するため、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、希望する避難支援等関係者に対してあらかじめ名簿情報を提供する。◆市と避難支援等関係者は、名簿情報の提供に際して、情報漏えいを防止するために協定を締結する。◆避難支援等関係者となる者は「札幌市要配慮者避難支援ガイドライン」において定める。◆避難支援等関係者の安全確保について、避難行動要支援者を含めた地域住民全体が理解するよう支援する。
--	--

<p>3 個別避難計画の作成 〔保健福祉局総務部地域福祉・生活支援課、高齢保健福祉部高齢福祉課、障がい保健福祉部障がい福祉課 ほか〕</p>	<p>◆避難行動要支援者名簿掲載者について本人の同意を得たうえで個別避難計画を作成する。 ◆計画の作成等にあたっては庁内の関係する部署、地域住民、ケアマネジャー・相談支援専門員等の福祉専門職等の避難支援に携わる関係者等と連携する。 ◆札幌市が主体となって推進する個別避難計画の作成と並行し、地域への避難行動要支援者名簿の提供を通じて進める地域による個別避難計画の作成について支援を行う。 ◆札幌市が主体となって推進する個別避難計画の作成対象は、避難行動要支援者名簿掲載者のうち、特に支援を要する方（要介護3以上、障害支援区分4以上、または、18歳以下の障がいのある方）でかつ災害時のリスクが高い方（洪水想定浸水深3.0m以上、河岸浸食・氾濫流のおそれのある区域、または、土砂災害など危険区域に居住する方）で、作成の同意の得られた方とする。 ◆札幌市が主体となって推進する個別避難計画の作成については、令和3年改正災害対策基本法施行後、おおむね5年程度で作成に取り組むこととする。 ◆札幌市が主体となって推進する個別避難計画の作成については福祉専門職の協力を得て、本人、家族などからの聞き取りによって作成する。 ◆福祉専門職の協力を得て作成した個別避難計画について、本人やその家族と内容を点検し、本人の心身の状況や取り巻く環境の変化に従って、計画を修正する必要がある場合は、その内容を更新する。 ◆避難支援者は、発災または発災の恐れが生じた場合に避難行動要支援者に対し、避難情報の伝達や、避難所までの付き添い、近隣住民等への手助けなどの依頼等の避難支援を実施する者とする。なお、避難支援の結果について、避難支援者に法的責任や義務を負わせるものではなく、災害時の避難行動の支援は必ずなされることを保証するものではない。 ◆札幌市は避難支援者等の安全確保について、避難行動要支援者を含めた地域住民全体が理解するよう支援する。 ◆札幌市が主体となって推進する個別避難計画の外部提供に際して、情報漏えいを防止するために協定締結等の必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>4 施設の耐震化向上 〔保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課、介護保険課、障がい保健福祉部障がい福祉課〕</p>	<p>◆建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する「特定建築物」（主として多数の市民が利用する大規模建築物）について、「第2次札幌市耐震改修促進計画」に基づき耐震化を促進するとともに、これ以外の建築物についての耐震化の促進方策についても検討・実施する。</p>
<p>5 福祉のまちづくり 〔保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課〕</p>	<p>◆札幌市福祉のまちづくり条例に基づいて、地下鉄駅などのバリアフリー化を推進するほか、高齢者や障がいのある方などにとって、利用しやすい歩道の整備を行う。また、生活関連施設間の移動経路に配慮して整備を進め、まち全体のバリアフリー化を目指す。</p>

<p>6 高齢者・障がい者施設への情報連絡体制 [保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課、介護保健課、障がい保健福祉部障がい福祉課]</p>	<p>◆災害時における札幌市と老人福祉センター・老人休養ホームの高齢者施設や障がい福祉施設との連絡・連携体制を今後も維持確保するとともに、他の各種高齢福祉施設等との緊急時における情報連絡体制の整備についても検討・実施する。</p>
<p>7 外国人への支援体制 [総務局国際部国際課]</p>	<p>◆(公財)札幌国際プラザや関係機関・団体と連携し、外国人被災者対応マニュアルの見直しを必要に応じて進める。 ◆災害時に多言語による情報提供や相談対応等を行う災害多言語支援センターを円滑に設置・運営できるよう、(公財)札幌国際プラザとともに訓練を行うなどして災害に備える。また、災害発生時に災害多言語支援センターとともに外国人被災者への支援を行う札幌災害外国人支援チームを編成するため、あらかじめメンバーの確保・育成を進める。 ◆平時から外国公館等関係機関や市内外の関係団体との連携を深め、災害発生時に、相互に協力しあえる体制づくりに努める。 ◆日ごろから在住外国籍市民に対し多言語による防災情報の提供や防災訓練への参加を促進することにより、外国人の防災知識・意識を高める。</p>
<p>8 観光客への支援体制 [経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課]</p>	<p>◆ホテルや観光施設等の観光関連事業者に対して、「災害時対応マニュアル(外国語版含む)」の作成・見直しを促進する。 ◆ホテルや観光施設等の観光関連事業者と連携して、観光客に被災状況を迅速に提供するなどの情報連絡体制を構築する。</p>

避難行動要支援者名簿

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの(避難行動要支援者)について、避難の支援、安否確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿(災害対策基本法第49条の10第1項)。

【関連対策】 応急第15節
 【業務マニュアル等】 札幌市要配慮者避難支援ガイドライン
 【法令・計画等】 札幌市福祉のまちづくり条例

第4節 災害に強い都市づくり

札幌市は、明治2年(1869年)の開拓使設置以来、自然災害から市街地と市民生活を守るため、大通公園の整備や豊平川の治水工事等の計画的な都市づくりを進めてきたが、頻発・激甚化する自然災害等から、市民や札幌市を訪れる人の生命と財産を保護し、経済社会活動を安全に営むことができるよう、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資するハードとソフトの施策を総合的・計画的に実施し、強靱な都市づくりを推進する。

また、都市を健全に発展させる等の目的のもとで、土地利用や都市施設、市街地開発事業等の各種都市計画を進めてきており、今後も、災害から住民の生命・財産を守り、都市の機能を確保していく役割においても、都市計画に基づき、また、市民との連携を図りながら、災害に強い都市づくりを進めていく

〔施策の体系〕

この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体
第1 強靱な都市づくり	1 札幌市強靱化計画に基づく取組の推進	まちづくり政策局政策企画部政策推進課	
	2 都心の防災性向上	まちづくり政策局都心まちづくり推進室都心まちづくり課	
第2 都市計画マスタープランに基づく取組の推進	1 都市計画マスタープランに基づく取組の推進	まちづくり政策局都市計画部都市計画課	
第3 都市計画に基づく防災構造化の推進	1 都市計画区域、区域区分、用途地域の決定	まちづくり政策局都市計画部都市計画課	
	2 防火地域、準防火地域の指定	まちづくり政策局都市計画部都市計画課、都市局建築指導部管理課	
	3 地区計画の決定	まちづくり政策局都市計画部地域計画課	
第4 防災空間の整備促進	1 都市計画道路網の充実	まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課	
	2 公園・緑地の整備	建設局みどりの推進部みどりの推進課	
第5 安全な市街地の整備促進	1 市街地再開発事業の実施	まちづくり政策局都市計画部事業推進課	
	2 土地区画整理事業の実施	都市局市街地整備部区画整理事業担当課	

第1 強靱な都市づくり

【1 札幌市強靱化計画に基づく取組の推進】

◇課題及び方針

国は東日本大震災の教訓や、南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模自然災害の発生のおそれから、国民の生命、身体及び財産の保護、国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に向け、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「国土強靱化基本法」（平成25年12月）を制定し、これに基づく「国土強靱化基本計画」（平成26年6月）を策定した。

「国土強靱化基本法」では、同法と調和した地域計画が策定されることで、国と地方が一体となって強靱化の取組を推進していくことが重要とされており、これを受けて札幌市では、「北海道強靱化計画」（平成27年3月）とも整合を図り、大規模自然災害等からの生命・財産及び社会経済機能を保護することを目的とした「札幌市強靱化計画」（平成28年1月）を策定した。

令和元年12月には、熊本地震や甚大な台風被害等を踏まえた「国土強靱化基本計画」の改定（平成30年12月）や、「平成30年北海道胆振東部地震」による教訓を生かすため、「札幌市強靱化計画（2019年度～2023年度）」として改定を行った。

令和6年3月には、「国土強靱化基本法」の改正（令和5年6月）及び「国土強靱化基本計画」の改定（令和5年7月）を受け、「札幌市強靱化計画（2023年度～2027年度）」として改定を行う予定。

改定においては、前回計画策定後に発生した「新たな感染症」「猛暑」「大雪」の教訓を踏まえて見直しを行っており、重点方針には「大規模及び複合リスクに備えた、災害に強い都市づくり」「社会基盤の着実な強靱化による、安心・安全な都市づくり」「通信、エネルギー環境の強化による、いつでも繋がる都市づくり」を位置付け、施策プログラム及び推進事業を設定した。

◇対策の現況及び計画

1 札幌市強靱化計画に基づく取組の推進 〔まちづくり政策局政策企画部政策推進課〕	強靱化計画の推進事業を第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプランに位置付けることで、実効性を持った着実な行動計画とし、災害に強いまちづくりに向けた総合的、計画的な取組を推進している。
---	--

【札幌市強靱化計画（2023年度～2027年度）（令和6年3月改定予定）】

○基本目標

- 市民の生命・財産及び社会経済機能の保護
- 迅速な復旧復興
- 社会基盤の強化によるまちの成長
- 本市のポテンシャルを生かした国全体の強靱化への貢献

○重点方針

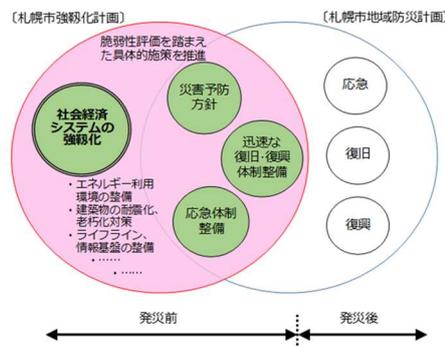
重点方針1 大規模及び複合リスクに備えた、災害に強い都市づくり	
取組①	災害対策本部機能等の強化
取組②	避難所機能等の強化
取組③	大雪対策の備え・強化
取組④	感染症対策の強化
重点方針2 社会基盤の着実な強靱化による、安心・安全な都市づくり	
取組①	建築物の強靱化
取組②	インフラの強靱化
取組③	大規模盛土造成地の強靱化
重点方針3 通信、エネルギー環境の強化による、いつでも繋がる都市づくり	
取組①	デジタルインフラの強化
取組②	エネルギー供給環境の強化

○推進事業の例

推進事業の例	
災害対策本部機能強化事業	橋梁耐震補強事業
防災・減災 DX 推進事業	都心エネルギープラン推進事業
避難場所整備事業	札幌圏共同消防通信指令システム更新整備事業
雪対策施設整備事業	
感染症に強いまちづくり推進事業	大規模盛土造成地変動予測および滑動崩落防止事業
市有建築物保全推進事業	

○地域防災計画との関係

	札幌市強靱化計画	札幌市地域防災計画
発災前 (事前の準備)	脆弱性評価を踏まえ、防災・減災、迅速な復旧・復興に資する具体的施策を計画期間内において推進	災害予防全般において、分野ごとの取組現況と対策方針を整理
発災時・発災後	—	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策について、方針、体制、具体的取組を整理 ・復旧・復興対策を整理
対象とする災害	自然災害	自然災害、原子力災害、事故災害



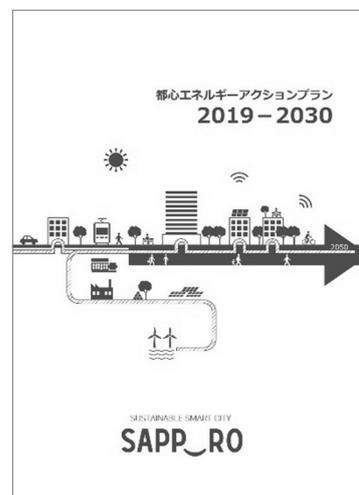
【2 都心の防災性向上】

◇課題及び方針

札幌市では、平成14年（2002年）に、都心のまちづくりを長期的に展望した計画である「都心まちづくり計画」を策定した。その後、東日本大震災を契機とした災害に強い都市づくりに対する社会的要請の増大や地球環境問題に対応した低炭素社会実現の必要性など、大きく変化する社会情勢に対応していくため、平成28年に新たな時代の都心まちづくりの指針となる「第2次都心まちづくり計画」を策定し、この中で、都心まちづくりを通じて目指すまちの姿として「世界に誇る環境性と防災性を備えた持続可能なまち」を掲げている。

また、第2次都心まちづくり計画と両輪で都心のまちづくりを支える環境エネルギー施策の指針として「都心エネルギーマスタープラン」を平成30年3月に策定し、基本方針として「低炭素」「強靱」「快適・健康」の3つを掲げている。この中で「強靱」に関する取組の方向性として、分散電源比率を増やし非常時の自立機能を強化すること、非常時の避難・一時滞在場所に対する電力・熱・水の供給を継続すること、エリアマネジメントによる建物と公共空間等が連携した防災対策を推進することを位置付けている。

さらに、マスタープランの中期実施計画である「都心エネルギーアクションプラン」を令和元年12月に策定し、この中で「強靱」に関するプロジェクトとして、「スマートエリア防災」を設定し、一時滞在施設等において自立分散電源・熱源を確保する取組、エリア防災を推進する取組を位置付けている。

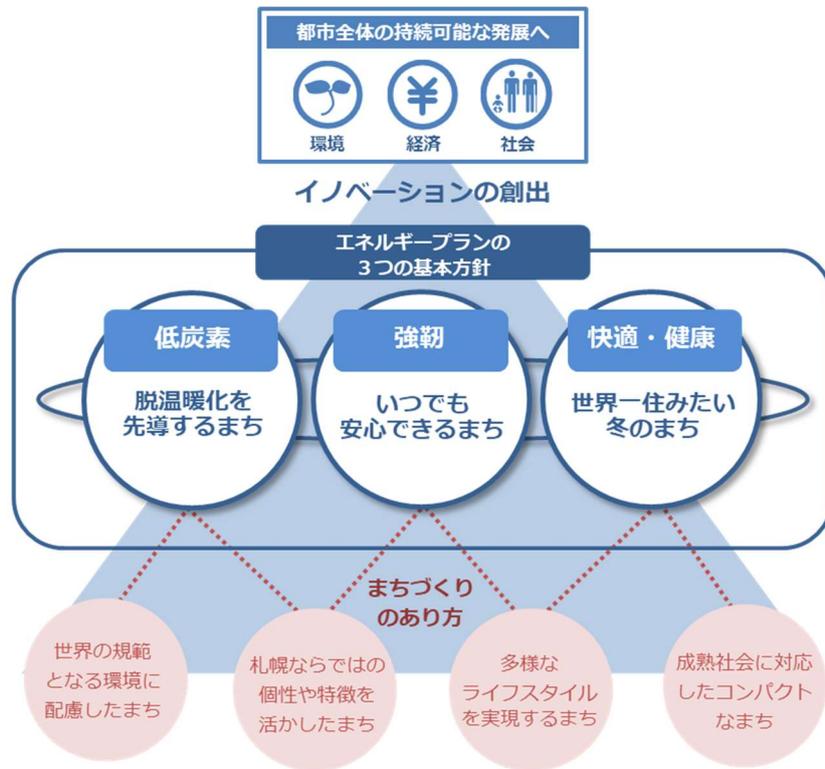


◇対策の現況及び計画

<p>1 都心の防災性向上 [まちづくり政策局都心まちづくり推進室都心まちづくり課]</p>	<p>◆都心のまちづくりを支える環境エネルギー施策の指針である「都心エネルギーマスタープラン」、およびその中期実施計画である「都心エネルギーアクションプラン」に基づき、一時滞在施設における自立分散電源・熱源の確保やエリア防災の取組を推進する。</p>
---	---

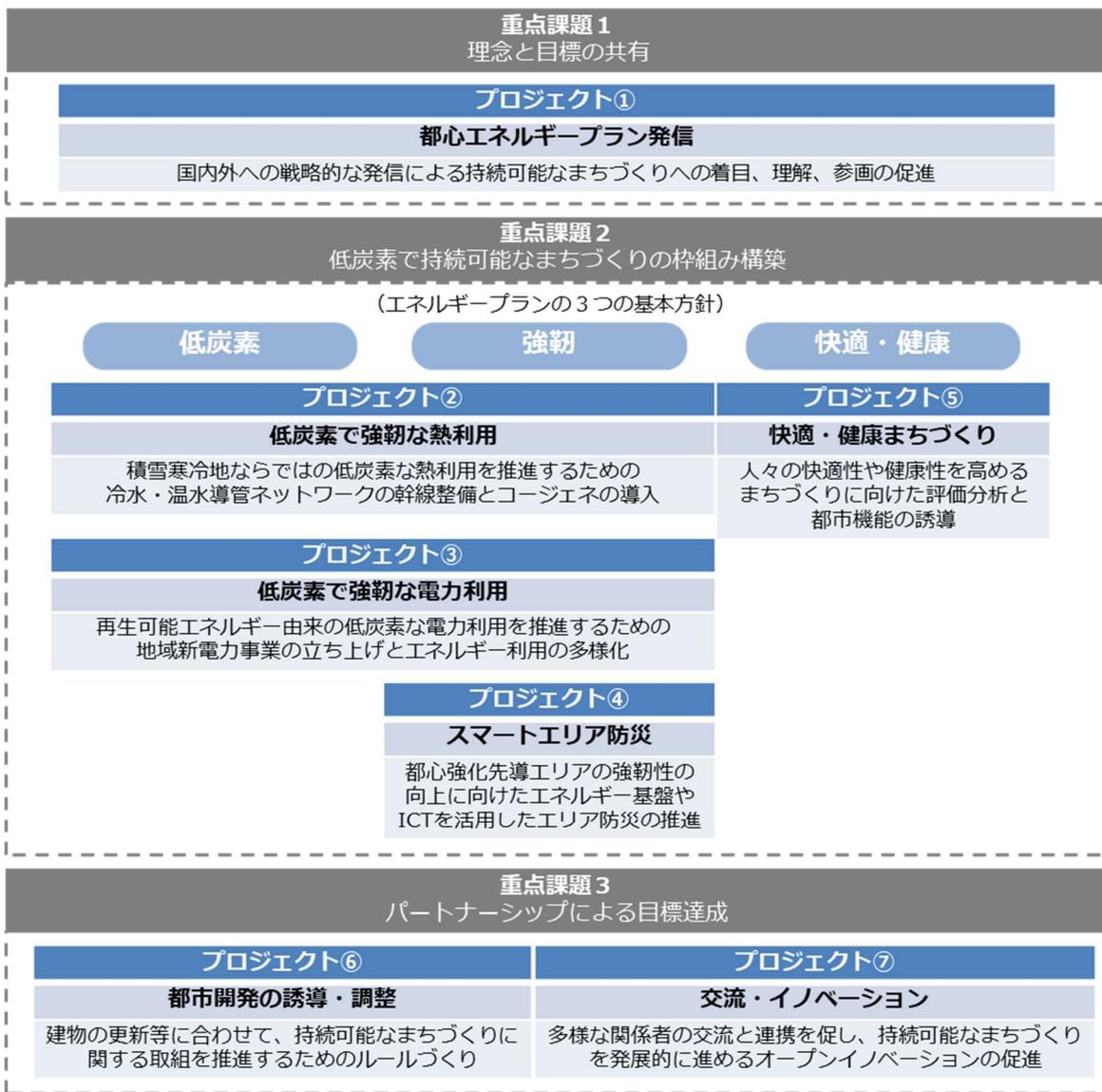
【都心エネルギーマスタープランの概要】

都心の将来像、理念、低炭素化と持続的発展を支える環境エネルギー施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針を示す 2050 年に向けたマスタープラン



【都心エネルギーアクションプランの概要】

マスタープランで示した低炭素で持続可能なまちづくりのビジョンと戦略をプロジェクトとして具体化し、取組内容と達成指標、実施手順、関係者の役割分担などを明確化する中期的な実施計画



第2 都市計画マスタープランに基づく取組の推進

◇課題及び方針

札幌市では、都市計画法第18条の2の規定に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針として、平成16年に「札幌市都市計画マスタープラン」を策定し、当計画に掲げる都市づくりの基本目標の実現に向けて取り組んできた。その後約10年が経ち、平成25年に策定された「札幌市まちづくり戦略ビジョン」における都市づくりに関する事項や「低炭素都市づくり」、「安全・安心な都市づくり」といった今日的な社会ニーズに対応した都市づくりの取組を推進していくため、計画を見直し、「第2次札幌市都市計画マスタープラン」を平成28年に策定した。

「第2次札幌市都市計画マスタープラン」は、前計画が理念として掲げている「持続可能なコンパクト・シティへの再構築」の考え方を踏襲しており、今後も原則、市街地の拡大は行わず、既存の都市基盤の有効活用による魅力・活力の向上を進め、現在の市街地の中の更なる充実を図っていく都市づくりに重点を置いている。

このうち防災に関する事項については、都市づくりの基本目標として「都市基盤が効率的に維持・保全され、都市活動が災害時にも継続できる安全・安心な都市」を掲げ、市街地における土地利用に係る取組の方向性として、建築物の耐震化や建替え等に伴うオープンスペースの確保を推進すること、災害時の拠点となり得る施設の整備・更新を行い災害対応力の維持・向上を図ることを位置づけている。



◇都市づくりの理念・原則と基本目標

【第2次札幌市都市計画マスタープランの概要】

札幌市の目指すべき都市像の実現に向けた取組の方向性を全市的視点から整理した都市づくりの基本的な方針

○都市を取り巻く変化・課題

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少・超高齢社会の到来
→福祉、医療、生活利便機能の確保 ・子育て家庭の世帯構成の変化
→子育て支援の充実 ・交通環境の変化
→公共交通の維持、生活交通の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・地球規模の環境・エネルギー問題への深刻化
→再生可能エネルギーの導入・拡大 ・財政状況の制約
→都市基盤などの効率的な維持・更新 ・ライフスタイルの多様化
→市民の多様なニーズへの対応 |
|--|---|

○都市づくりの理念

S・M・I・L・Es City Sapporo (スマイルズ・シティ・サッポロ)
～誰もが笑顔でいきいきとすごせるまちへ～

○都市づくりの基本目標

【都市づくり全体】

- ・高次の都市機能や活発な経済活動により、都市の魅力と活力を創出し、道内をはじめ国内外とつながり北海道をリードする**世界都市**
- ・超高齢社会を見据え、地下鉄駅の周辺などに、居住機能と生活を支える多様な都市機能を集積することなどにより、円滑な移動や都市サービスを楽しむことができる**コンパクトな都市**
- ・自然と調和したゆとりある郊外での暮らしや、利便性の高い都心・地下鉄駅周辺などでの暮らしが選択できるなど、住まいの多様性が確保された**札幌らしいライフスタイルが実現できる都市**
- ・公共交通を基軸としたまちづくりの推進や、新たなエネルギーネットワークの構築などによる**低炭素都市**
- ・都市基盤が効率的に維持・保全され、都市活動が災害時にも継続できる**安全・安心な都市**

【身近な地域】

- ・多様な協働による地域の取組が連鎖する都市

◇対策の現況及び計画

1 都市計画マスタープランに基づく取組の推進 〔まちづくり政策局都市計画部都市計画課〕	◆札幌市の都市計画の基本的な方針を定めた「第2次札幌市都市計画マスタープラン」に基づく取組を推進し、防災性の向上の観点を含めた総合的な都市づくりを進める。
--	---

第3 都市計画に基づく防災構造化の推進

◇課題及び方針

災害に強く、安全・安心な都市づくりを進めるため、都市計画法に基づく区域区分(市街化区域と市街化調整区域の区分)や地域地区(用途地域、防火地域等)などを定め、適正な土地利用の規制・誘導を図り、都市の防災構造化を推進する。

◇対策の現況及び計画

<p>1 都市計画区域、区域区分、用途地域の決定 〔まちづくり政策局都市計画部都市計画課〕</p>	<p>札幌市の行政区域のうち南西部の国有林を除く範囲と、これに隣接する江別市、石狩市、北広島市及び小樽市の一部は、都市計画法の規定が及び、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として、札幌圏都市計画区域に指定されている。</p> <p>都市計画区域においては、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、市街化区域(既成市街地及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域)と市街化調整区域(市街化を抑制すべき区域)との区域区分を定めている。</p> <p>市街化区域においては、良好な市街地環境の形成や、都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、用途地域を定めており、建築物の用途、容積率、建蔽率、高さなどを規制、誘導し、秩序ある都市づくりを進めている。</p>
<p>2 防火地域、準防火地域の指定 〔まちづくり政策局都市計画部都市計画課・都市局建築指導部管理課〕</p>	<p>高密度な市街地においては、火災の危険を防ぐことを目的として、防火地域または準防火地域を定めており、建築基準法の規定により一定規模以上の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物とすることを義務付けるなど、防火上の観点からの規制を行っている。</p> <p>札幌市は、原則として指定容積率が400%を超える区域を防火地域、指定容積率が300~400%又は指定建蔽率が80%の区域を準防火地域に指定している。また、主要幹線道路沿道部の近隣商業地域(指定建蔽率80%)を準防火地域に指定することによって、全市的な防火区画網を形成している。</p> <p>また、防火地域、準防火地域を除く都市計画区域を建築基準法第22条に基づく区域に指定し、建築物の屋根の構造は防火のために必要な性能とすることを規定している。</p>
<p>3 地区計画の決定 〔まちづくり政策局都市計画部地域計画課〕</p>	<p>◆用途地域等による一般的な規制に加えて、地区の特性に応じて、道路や公園等の地区施設の配置や、敷地面積の最低限度、壁面の位置、高さ等の建築物の制限を定めた地区計画を決定し、良好な市街地環境の形成とともに、災害に強い都市づくりを推進する。</p>

【札幌市の都市計画区域】

行政区域	112,126 ha
うち都市計画区域	57,584 ha
うち市街化区域	25,034 ha
うち市街化調整区域	32,550 ha

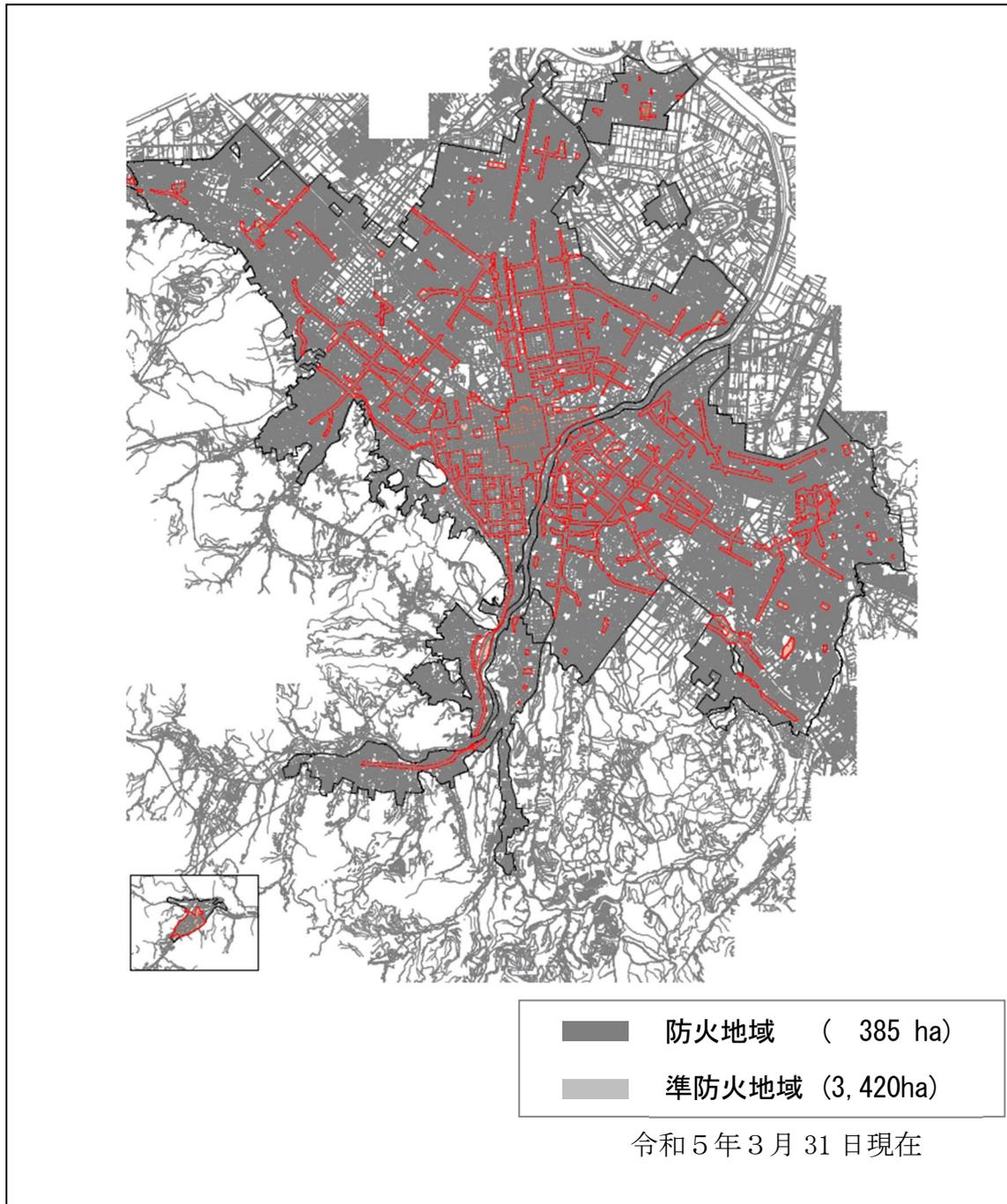
令和5年3月31日現在

【用途地域の指定状況】

区分	制限	面積
第一種低層住居 専用地域	低層住宅の良好な環境を守るための地域で、住宅のほか小・中学校、診療所、公共施設等が建てられる。	8,191 ha
第二種低層住居 専用地域	主に低層住宅の良好な環境を守るための地域で、住宅、小・中学校、診療所、公共施設等のほか、150m ² 以下の日用品を販売する店舗等が建てられる。	475 ha
第一種中高層住居 専用地域	中高層住宅の良好な環境を守るための地域で、住宅、小・中学校、診療所、公共施設等のほか、500m ² 以下の日用品を販売する店舗、大学、病院等が建てられる。	1,386 ha
第二種中高層住居 専用地域	主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域で、1,500m ² を超える店舗、事務所、工場等は建てられない。	2,576 ha
第一種住居地域	住居の環境を守るための地域で、3,000m ² を超える店舗、事務所、一定規模以上の工場等は建てられない。	4,421 ha
第二種住居地域	主に住居の環境を守るための地域で、風俗施設、10,000m ² を超える店舗、一定規模以上の工場等は建てられない。	485 ha
準住居地域	道路沿道としての地域特性にふさわしい業務の利便増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を守るための地域で、風俗施設、10,000m ² を超える店舗、150m ² を超える自動車修理工場等は建てられない。	1,156 ha
近隣商業地域	主に近隣住民の日用品販売店舗などの業務の利便増進を図る地域で、風俗施設、一定規模以上の工場等は建てられない。	2,647 ha
商業地域	主に商業業務の利便増進を図る地域で、一定規模以上の工場等は建てられない。	831 ha
準工業地域	主に軽工業の業務の利便増進を図る地域で、危険が大きいか又は環境を悪化させるおそれのある工場等は建てられない。	2,264 ha
工業地域	工業の業務の利便増進を図る地域で、どんな工場でも建てられるが、学校、病院、ホテル、10,000m ² を超える店舗等は建てられない。	364 ha
工業専用地域	工業の業務の利便増進を図る地域で、どんな工場でも建てられるが、住宅、店舗、学校、病院、ホテル等は建てられない。	238 ha

令和5年3月31日現在

【防火地域・準防火地域の指定状況】



【地区計画の決定状況】

決定地区数	決定面積
168 地区	3,641.9 ha

令和5年12月14日現在

第4 防災空間の整備促進

◇課題及び方針

公園・緑地などの公共空地は、地震災害の発生時には、避難場所としての機能のほか、救援活動の拠点などの災害応急活動への支援機能を有しており、また、道路については、幅員に応じて、消防活動の場、避難や緊急輸送の機能を有している。

これらのオープンスペースは、河川や鉄道などとともに延焼遮断帯として機能するなど、多様な防災機能を有しているが、さらに、これらの空間における緑化の推進や、適切かつ効果的なオープンスペース・ネットワークの形成を目指すことにより、防災性の高い市街地の形成が図られる。

札幌市では、緑の基本計画や交通体系のマスタープラン、札幌市住区整備基本計画などにに基づき、公園・緑地等や道路網の整備を行ってきており、今後もこのような防災関連機能を有するオープンスペースの確保と適切なネットワークの形成をさらに充実させていく。

◇対策の現況及び計画

1 都市計画道路網の充実 [まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課]	◆第4回道央都市圏パーソントリップ調査の結果に基づき策定した「都市交通マスタープラン」における「2 高速3 連携2 環状13 放射」を基本構成とする骨格道路網の整備を推進する。これにより、災害時における避難や輸送などの機能を担う都市計画道路のネットワークの充実を図る。
2 公園・緑地の整備 [建設局みどりの推進部みどりの推進課]	◆公園や緑地をはじめとするオープンスペースは、災害時の避難場所のほか、樹木などによる延焼防止などの機能を有している。これらの公園・緑地などを適切に配置・ネットワーク化することにより防災機能の充実を図り、安心して安全な公園づくりを推進する。

【都市計画道路の整備状況】

道路種別	都市計画決定延長	改良済延長	整備率
自動車専用道路	25.60 km	25.60 km	100.0 %
幹線街路	780.19 km	730.12 km	93.6 %
区画街路	33.76 km	32.18 km	95.3 %
特殊街路	37.67 km	37.24 km	98.9 %
合計	877.22 km	825.14 km	94.1 %

令和3年3月31日現在

※改良済延長、整備率は未確定値。

【公園・緑地の整備状況】

公園種別		箇所数	面積
都市公園	街区公園	2,408 箇所	312.7 ha
	近隣公園	145 箇所	245.4 ha
	地区公園	26 箇所	142.3 ha
	総合公園	11 箇所	467.8 ha
	運動公園	4 箇所	55.0 ha
	特殊公園	13 箇所	154.4 ha
	都市緑地	125 箇所	610.7 ha
	緩衝緑地	1 箇所	15.5 ha
	緑道	7 箇所	18.0 ha
	広域公園	2 箇所	480.4 ha
合計		2,742 箇所	2,502.2 ha

令和6年4月1日現在

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

第5 安全な市街地の整備促進

◇課題及び方針

地震災害の発生時には、老朽木造建築物が密集し都市基盤整備が不十分な地域においては、建物の倒壊や火災等による市街地の延焼の危険性があり、また、狭い道路等により救助活動の障害になることなどが想定される。

札幌市では、これまで既成市街地における市街地再開発事業や土地区画整理事業などの積極的な推進を図り、老朽木造密集市街地の解消や、建築物の建替え更新、耐震不燃化、さらには適切な道路の配置や十分な幅員の確保に努めてきている。今後も、これらの事業を活用して、災害に強い都市づくりに寄与していく。

◇対策の現況及び計画

1 市街地再開発事業の実施 [まちづくり政策局都市計画部事業推進課]	◆「札幌市都市再開発方針」に基づき、既成市街地における長期的な視点に立った計画的な再開発を推進してきており、防災性の向上が必要な地区については、市街地再開発事業等により建築物や敷地の共同化不燃化を図り、市街地の延焼防止やオープンスペースの確保に努める。
2 土地区画整理事業の実施 [都市局市街地整備部土地区画整理事業課]	◆土地区画整理事業の実施により、建築物の耐震不燃化の促進や幹線道路、地区内道路等の整備を図り、防災上安全な市街地の整備を推進する。

【市街地整備事業の実施状況】

事業名	事業内容	施行済地区	施行中地区
第一種市街地再開発事業	生活環境の悪化した市街地において、不燃化された共同建築物の建築及び建築敷地内における有効な公開空地の確保並びに公園、緑地、広場、街路等の公共施設の整備を一体的・総合的に行い、安全で快適な都市環境の創造を目指す。	30 箇所	4 箇所
住宅市街地総合整備事業	老朽住宅の密集、公共施設の著しい不足等により、居住環境の整備及び良質な住宅供給が必要と認められる住宅市街地において、住環境の改善を行い防災性の向上を図る。	2 箇所	0 箇所
土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る。	120 箇所	1 箇所

令和6年10月1日現在

第5節 公共施設等の災害対策

〔施策の体系〕

この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体
第1 道路の災害対策	1 緊急輸送道路の指定	建設局総務部道路管理課、建設局土木部道路課	北海道開発局、東日本高速道路(株)北海道支社
	2 緊急輸送道路の防災対策	建設局土木部道路維持課・業務課・道路課	
	3 緊急輸送道路の整備	建設局土木部道路課	北海道開発局札幌開発建設部
	4 協力体制の確立	建設局土木部道路維持課・業務課、各区土木部、危機管理局危機管理部危機管理課	北海道開発局、北海道
	5 国道・高速道路の防災対策	北海道開発局札幌開発建設部、東日本高速道路(株)北海道支社	
	6 積雪・除雪対策	建設局雪対策室計画課・事業課、各区土木部	
第2 河川の災害対策	1 消火用水護岸の活用	北海道開発局札幌開発建設部	
	2 河川防災ステーションの整備・活用	北海道開発局札幌開発建設部、下水道河川局事業推進部河川管理課	
	3 河川敷道路の活用	北海道開発局札幌開発建設部	
	4 緩傾斜堤防の整備	北海道開発局札幌開発建設部	
	5 消火用水取水施設の整備	下水道河川局事業推進部河川事業課	
	6 関係機関との協力体制の確立	建設局土木部業務課、下水道河川局事業推進部河川事業課・河川管理課、各区土木部、危機管理局危機管理部危機管理課、北海道開発局札幌開発建設部、北海道札幌建設管理部	

〔施策の体系（続き）〕

この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体
第3 崖地等の 災害対策	1 被災宅地危険 度判定制度の 活用	都市局市街地整備部宅地 課	
	2 崖地対策調査 の実施	都市局市街地整備部宅地 課	
	3 大規模盛土造 成地変動予測 調査の実施	都市局市街地整備部宅地 課	
第4 建物の災 害対策	1 区役所、学校 等の耐震化	都市局建築部建築保全課	
	2 民間建築物の 耐震化の促進	都市局建築指導部建築安 全推進課	
	3 応急危険度判 定士の養成	都市局建築指導部管理課	北海道
	4 応急仮設住宅 の建設用地・ 住宅等の確保	都市局市街地整備部住宅 課	北海道
	5 避難場所等の 応急修理体制 の整備	都市局建築部建築保全課	
第5 文化財施 設の災害 対策	1 市有文化財施 設の耐震化	市民文化局文化部文化財 課、文化振興課	
	2 災害予防対策	市民文化局文化部文化財 課、文化振興課	
第6 円山動物 園の災害 対策	1 円山動物園の 安全確保	環境局円山動物園経営管 理課	

第1 道路の災害対策

◇課題及び方針

道路は災害時の救助・救急・消火及び緊急物資の輸送などの応急活動を担う重要な役割を持っている。しかし、地震の揺れや液状化現象によって橋梁や法面、路面に被害が発生すると応急活動だけでなく災害復旧や市民生活に大きな障害となる。

札幌市では、道路の交通を確保するために、第1次緊急輸送道路として広域な輸送を行う高速道路、一般国道、主要幹線道路を、第2次緊急輸送道路として第1次の代替路線となる市内幹線道路を指定しており、これらの道路の安全確保として、構造物や法面などの点検、耐震性の強化などに努め、災害に強い道路づくりを推進する。

また、冬季に地震が発生した場合、道路上の積雪によって応急活動に著しい障害となることが予想されることから、迅速な除雪が可能となるよう除雪体制の強化を図る。

◇対策の現況及び計画

<p>1 緊急輸送道路の指定 [建設局総務部道路管理課、建設局土木部道路課、北海道開発局、東日本高速道路(株)北海道支社]</p>	<p>地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、防災拠点を相互に連絡する道路を「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会」において指定している。 ◆新たな防災拠点や道路の整備などに伴い、定期的に路線の見直しを行う。</p>
<p>2 緊急輸送道路の防災対策 [建設局土木部道路維持課・業務課・道路課]</p>	<p>緊急輸送道路の安全性、信頼性の向上を図るため、橋梁の耐震化とデータベース化、道路防災総点検により判明した危険箇所の道路法面对策及び電線類の地中化を実施している。 ◆今後とも重要橋梁の耐震補強、法面の安全対策・経過観察、電線類の地中化を計画的に実施する。 ◆道路施設の点検結果、補修履歴などの情報についてデータベース化を図り、データを活用し計画的な補修を実施し防災対策を推進する。</p>
<p>3 緊急輸送道路の整備 [建設局土木部道路課、北海道開発局札幌開発建設部]</p>	<p>緊急輸送道路の機能向上とネットワークの強化を図るため、道路拡幅などの整備を進めている。 ◆計画幅員が確保されていない路線について計画的な道路整備を推進する。</p>
<p>4 協力体制の確立 [建設局土木部道路維持課・業務課、各区土木部、危機管理局危機管理部危機管理課、北海道開発局、北海道]</p>	<p>災害時の応急対策などの復旧活動が迅速かつ的確に行われるように、「札幌市道路・河川地域防災協議会」を設置し協力体制を確立している。 また、災害発生時の相互協力を円滑に行うため、北海道開発局・北海道と「北海道における災害時の相互協力に関する申し合わせ」を締結している。 ◆定期的に協議会等を開催し情報交換を行い緊急時に備える。</p>

<p>5 国道・高速道路の防災対策 〔北海道開発局札幌開発建設部、東日本高速道路(株)北海道支社〕</p>	<p>国道、高速道路は広域的な道路ネットワークを構成し、物資の輸送など重要な役割を担う路線であり、以下の対策を推進する。</p> <p>〔国道〕</p> <p>防災対策として、橋梁、トンネル、その他道路附属物をデータベース化するとともに道路防災点検により危険箇所を抽出しカルテ管理を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆今後とも橋梁、トンネル、法面等の点検・調査を行い、補修・補強などの防災対策を推進する。 ◆緊急輸送ルートとして、緊急輸送道路のうち広域応援部隊の進出予定経路に係る路線を優先的に橋梁の耐震化を実施する。 ◆海上保安庁、北海道などの関係機関との連絡体制構築の推進を図る。 ◆災害発生時の道路施設の応急対策を速やかに実施するため、道路防災エキスパートや道路防災ドクター及び関係団体との協力体制の構築や協定締結などを推進する。 <p>〔高速道路〕</p> <p>防災対策として、緊急性の高い橋梁の耐震補強、法面の安全対策などを実施するとともに、関係機関との連携を図り、道路利用者への広報活動など安全確保に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆今後とも橋梁の耐震化などを計画的に実施する。 ◆災害発生時の応急対策及び復旧が迅速かつ円滑に行えるよう関係機関との連絡体制構築の推進を図る。 ◆災害発生時の被害拡大防止と避難等の知識普及のため、各種防災関連行事などを通じて広報活動を推進する。
<p>6 積雪・除雪対策 〔建設局雪対策室計画課・事業課、各区土木部〕</p>	<p>冬季に地震が発生した場合、道路上の積雪によって交通が混乱し、救助や物資の輸送などの応急対策に大きな障害となることが予想されることから、優先的に除雪を行う緊急除雪路線を選定し、災害発生時に効率的に緊急車両等の通行を確保することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆災害発生直後より、迅速な除雪が可能となるよう除雪体制の強化を図る。

「札幌市道路・河川地域防災協議会」

災害時における道路、河川にかかる緊急調査、初期対策及び応急対策などの復旧活動が迅速に行われるように協力体制を確立するための、札幌市、各区災害防止協力会、札幌市設計同友会による組織である。

第2 河川の災害対策

◇課題及び方針

石狩川の下流部など地震によって液状化の危険性がある地盤では、堤防などの構造物が被害を受ける危険性があり、河川管理者である国・北海道・札幌市では、構造物の耐震化などを考慮して設計を進めている。今後も地震に強い施設づくりを進めるとともに、地震発生時に河川及び河川施設を地域住民の避難や消火用水として利用できるような施設づくりを目指していく。

◇対策の現況及び計画

1 消火用水護岸の活用 〔北海道開発局札幌開発建設部〕	豊平川河川敷に火災発生時に河川から消火用水を補給できるように消火用水護岸の整備を完了している。 ◆災害が発生した際に、消火用水護岸を活用できるよう、災害訓練などにおいて利用を図る。
2 河川防災ステーションの整備・活用 〔北海道開発局札幌開発建設部、下水道河川局事業推進部河川管理課〕	災害時の迅速な防災活動・緊急復旧活動の拠点となる河川防災ステーションの整備を完了している。 ◆水防倉庫を兼ねた水防センターや土砂及び水防資材備蓄基地、作業ヤードを配備し、災害に備える。
3 河川敷道路の活用 〔北海道開発局札幌開発建設部〕	豊平川左岸に緊急時の避難路としての河川敷道路の整備を完了している。 ◆整備した河川敷道路を、第3次緊急輸送道路としても活用を図る。
4 緩傾斜堤防の整備 〔北海道開発局札幌開発建設部〕	◆堤防の耐震性を高め、災害発生時に地域住民が避難に利用できる堤防(雁来築堤)を今後も継続して整備を進める。
5 消火用水取水施設の整備 〔下水道河川局事業推進部河川事業課〕	火災発生時に河川から消火用水を補給できるように、ピット及び階段といった消火用水取水施設を12か所に整備している。
6 関係機関との協力体制の確立 〔建設局土木部業務課、下水道河川局事業推進部河川事業課・河川管理課、各区土木部、危機管理局危機管理部危機管理課、北海道開発局札幌開発建設部、北海道札幌建設管理部〕	「札幌市道路・河川地域防災協議会」を設置し協力体制を確立している。また、災害発生時の相互協力を円滑に行うため、北海道開発局・北海道と「北海道における災害時等の相互協力に関する協定」を締結しており、北海道開発局・北海道との連絡調整を行っている。 ◆定期的に協議会を開催し、情報交換を行い緊急時に備える。

第3 崖地等の災害対策

◇課題及び方針

北区、東区、白石区を除く7区には、地震や風水害によって土砂災害の危険性のある崖地が分布している。

札幌市では、これらの崖地で地震の揺れや大雨によって崖崩れなどの災害が発生しないように点検や急傾斜地崩壊防止工事(北海道)を進めてきた。今後とも、点検パトロールや急傾斜地崩壊対策事業を実施するとともに、付近の住民には崖地の情報を広報するなど意識向上に努める。また、傾斜地に大規模に造成された盛土(大規模盛土造成地)の地震時の安定性の確認のため、宅地耐震化推進事業を活用し調査を進めていく。

◇対策の現況及び計画

1 被災宅地危険度判定制度の活用 [都市局市街地整備部開発指導課]	平成9年度に被災宅地危険度判定制度が創設された。 ◆被災宅地危険度判定士を災害予防においても活用できるように、実施要領等の規定の改正などを含め、北海道へ要請する。
2 崖地対策調査の実施 [都市局市街地整備部開発指導課]	災害のおそれのある崖地について、住民の防災意識の向上と災害防止対策の推進を図るため、崖地情報の提供、崖地点検パトロール等のソフト対策を行うとともに、急傾斜地崩壊対策事業(北海道)等のハード対策の実施促進を図っている。 ◆上記のソフト及びハード対策の実施に加え、平成13年に創設された土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定(北海道)の促進を図る。
3 大規模盛土造成地変動予測調査の実施 [都市局市街地整備部開発指導課]	◆大規模盛土造成地の現地踏査、地盤調査等を実施した上で、大規模地震時の盛土全体の安全性を評価する。安定性が確保できていない盛土については対策工事の検討を進めていく。

第4 建物の災害対策

◇課題及び方針

札幌には、現行の建築基準法が求める水準の耐震性を有していない住宅・建築物が相当数あり、大地震発生時には、倒壊などの被害が想定される。特に、これらの建物のうち、災害対策本部が設置される区役所や避難場所となる学校等の防災拠点、多くの市民が利用する施設、緊急輸送道路沿道の建物については、早期に耐震化を進める必要がある。札幌市では、「第3次札幌市耐震改修促進計画(令和3年3月策定)」に基づき、これらの建物の計画的な耐震化を進める。

また、大地震で相当数の建物が被害を受けた場合には、余震による倒壊等の危険性の把握や、避難場所等の応急修理、応急仮設住宅の建設などを速やかに実施する必要がある。札幌市では、建物に関わるこれらの応急対策の体制整備等を、北海道及び関係機関等と連携して進める。

◇対策の現況及び計画

<p>1 区役所、学校等の耐震化 〔都市局建築部建築保全課〕</p>	<p>平成19年1月に「市有建築物耐震化緊急5ヵ年計画」(平成19年度～平成23年度)を策定し、耐震性能が特に低い区役所、学校等(計64施設)の耐震化を進めた。 ◆引き続き耐震性能が低い他の区役所、学校等(計154施設)の耐震化についても計画的に進め、建替予定等一部を除いて耐震改修工事を概ね完了した。なお、耐震改修時には、設備機器についても必要な耐震化を進めている。</p>
<p>2 民間建築物の耐震化の促進 〔都市局建築指導部建築安全推進課〕</p>	<p>第2次札幌市耐震改修促進計画に基づき耐震化に関する普及啓発や専門家による無料相談窓口の設置を行うとともに、住宅のほか病院など公益性の高い建物や緊急輸送道路沿道の建物など都市の防災性を強化するうえで必要な建物の耐震診断や耐震改修工事等への支援事業を実施している。</p>
<p>3 応急危険度判定士の養成 〔都市局建築指導部管理課、北海道〕</p>	<p>◆北海道では、応急危険度判定士の認定及び判定技術向上のため研修会や訓練を実施しており、これらの活動に関係団体とも連携して参画するとともに、判定実施に必要な資機材及び資料等の整備を進める。</p>
<p>4 応急仮設住宅の建設用地・住宅等の確保 〔都市局市街地整備部住宅課、北海道〕</p>	<p>◆応急仮設住宅の建設地は、上下水道の敷設が可能な公園や行政確保地などの市有地とし、必要に応じて国・道有地なども選定する。また、民間賃貸住宅の居室の借上げについても北海道と連携して進める。 ◆一般社団法人プレハブ建築協会と協定を締結している北海道と連携して、資機材・人材の確保のための体制を整備する。</p>
<p>5 避難場所等の応急修理体制の整備 〔都市局建築部建築保全課〕</p>	<p>◆被災した避難場所等の応急修理が円滑に実施されるよう、平成25年度に協定を締結した建築関係団体と定期的に情報交換を図るなど、連携の強化を図る。</p>

【関連対策】 応急第10節第1～3項
【業務マニュアル等】 都市局防災マニュアル
【法令・計画等】 第3次札幌市耐震改修促進計画、市有建築物耐震化緊急5ヵ年計画

第5 文化財施設の災害対策

◇課題及び方針

文化財施設は木造建築物が多く、災害に対して非常に脆弱であり、地震によって直接被害を受ける可能性が大きいだけでなく、地震後の出火、延焼といった二次災害によって焼損する可能性がある。いったん、火災等により滅失し損すれば、文化財的価値を失い、再び回復することが不可能となることから、貴重な国・地域の遺構を保存するために、特に防火に留意した対策をとる必要がある。

また、多くの観覧者が訪れる施設もあるため、他の集客交流施設と同様に災害時の避難対策も行う。

◇対策の現況及び計画

<p>1 市有文化財施設の耐震化 〔市民文化局文化部文化財課、文化振興課〕</p>	<p>市の所管する文化財施設のうち、特に歴史的価値の高い、国の指定する重要文化財は、時計台、豊平館、八窓庵及び旧札幌控訴院庁舎(札幌市資料館)の4施設である。</p> <p>時計台は平成10年度に、豊平館は平成27年度に耐震補強工事を実施済みであり、八窓庵も平成20年度に復旧工事を行い、耐震基準を満たしている。</p> <p>◆その他の文化財施設については、施設毎の保全改修の機会を捉えるなどして順次、耐震診断を実施するとともに、緊急性等も勘案しながら耐震補強を進める。</p>
<p>2 災害予防対策 〔市民文化局文化部文化財課、文化振興課〕</p>	<p>文化財施設については、消防法に基づき消火器や自動火災報知設備の整備等を行っており、火気の使用等については特に慎重な取扱いを行っている。時計台及び豊平館については、放水銃による防火設備を設置しており、災害時には自家発電等による消火・延焼防止を行う。</p> <p>また、市有文化財施設については、24時間体制の警備を行っている。</p> <p>◆各施設においては防災計画、消防計画などの災害に備えたマニュアルの整備や点検を行う。1月26日の文化財防火デーの機会を利用するなどして、計画等に基づく防災訓練を行い、消火体制、延焼防止、地域との連携等について確認する。</p>

第6 円山動物園の災害対策

◇課題及び方針

円山動物園には、155種950点（令和4年10月末現在）の動物が飼育されており、地震発生時の施設の倒壊、火災等により動物が脱出し、市民の生命、財産等に被害が及ばないようにする必要がある。また、ライフラインが途絶した場合の飼料・飲料水の確保に加え、停電に備え非常用電源や灯油等の熱源の確保も必要となる。

札幌市では、動物園の安全確保と飼料の備蓄等の対策を推進する。

◇対策の現況及び計画

<p>1 円山動物園の安全確保 〔環境局円山動物園経営管理課〕</p>	<p>災害発生時の動物の脱出や施設の火災防止として、消防計画、非常事態対策要領、特定動物等逸走対策要領を策定している。</p> <p>◆災害の発生に備えて来園者の避難誘導手順の明確化を図り、防災訓練、特定動物等逸走対策総合訓練をこれに従って実施する。これら訓練の実施結果を踏まえて検証を行い、消防計画、非常事態対策要領、特定動物等逸走対策要領を改訂する。</p> <p>◆災害に備えた、灯油等の熱源や飼料の備蓄に加えて、非常用電源の確保、飼料についてはペレットなど、非常時の代替手段の確保を順次図る。</p>
---	--

【業務マニュアル等】 非常事態対策要領、特定動物脱出対策要領
 【法令・計画等】 消防計画

第6節 ライフラインの災害対策

〔施策の体系〕

この節の対策	施策の体系	所管	関係機関・団体
第1 上水道施設の災害対策	1 水道施設の耐震化の推進	水道局給水部計画課、給水課、施設管理課	
	2 給水区域のブロック化、バックアップ化	水道局給水部計画課、給水課	
	3 緊急用資機材の備蓄の充実	水道局給水部給水課	
	4 応急復旧体制の強化	水道局総務部、給水部	
第2 下水道施設の災害対策	1 非常配備体制及び下水道BCP等の整備	下水道河川局経営管理部、事業推進部	
	2 施設の耐震化とバックアップシステムの構築	下水道河川局事業推進部	
	3 防災施設としての機能整備	下水道河川局事業推進部	
第3 電力施設の災害対策	1 防災体制の確立	北海道電力(株)、北海道電力ネットワーク(株)	
	2 電力設備の災害予防措置	北海道電力(株)、北海道電力ネットワーク(株)	
	3 防災業務施設及び設備の整備	北海道電力(株)、北海道電力ネットワーク(株)	
第4 都市ガス施設の災害対策	1 緊急措置体制の整備	北海道ガス(株)	
	2 緊急措置のための設備の整備	北海道ガス(株)	
	3 導管の耐震化の推進	北海道ガス(株)	
第5 LPガス設備の災害対策	1 緊急措置体制の整備	(一社)北海道LPガス協会	
	2 技術の研さん	(一社)北海道LPガス協会	
	3 利用者に対する保安啓発	(一社)北海道LPガス協会	

〔施策の体系（続き）〕

この節の対策	施策の体系	所管	関係機関・団体
第6 電話施設の災害対策	1 ネットワークの信頼性向上	東日本電信電話(株)北海道事業部、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)	
	2 重要通信の確保	東日本電信電話(株)北海道事業部、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)	
	3 サービスの早期復旧に向けた体制整備	東日本電信電話(株)北海道事業部、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)	
第7 移動通信施設の災害対策	1 ネットワークの信頼性向上	(株)NTTドコモ北海道支社、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)	
	2 重要通信の確保	(株)NTTドコモ北海道支社、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)	
	3 サービスの早期復旧に向けた体制整備	(株)NTTドコモ北海道支社、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)	
第8 市営交通施設の災害対策	1 地下鉄施設の耐震化	交通局高速電車部施設課	
	2 地震発生時の緊急出動体制及び復旧体制	交通局高速電車部業務課・施設課	
	3 公共交通情報の共有化	交通局高速電車部業務課	
第9 鉄道施設の災害対策	1 初動体制の整備	北海道旅客鉄道(株)	
	2 通信手段の確保	北海道旅客鉄道(株)	
	3 鉄道構造物の耐震対策	北海道旅客鉄道(株)	
第10 民間バス事業者の災害対策	1 情報共有化の推進	民間バス事業者	札幌地区バス協会

第1 上水道施設の災害対策

◇課題及び方針

災害発生時には、被災者をはじめ病院などでの水の需要は災害直後から高まるものと予想される。

札幌市では、地震などの災害発生時にも被災しないような災害に強い施設づくり(ハード)と、被災した場合は、迅速な復旧ができるような体制づくり(ソフト)の2面から災害対策を推進してきた。今後も施設の耐震化などのハードの整備と、広域受援体制の強化などソフトの整備を推進する。

◇対策の現況及び計画

<p>1 水道施設の耐震化の推進 [水道局給水部計画課・給水課・施設管理課]</p>	<p>現在は、第4次地震被害想定に対応した地震対策基本計画に基づき、計画的に施設や管路の耐震化を進めている。耐震化状況(令和5年度末)は、浄水場約21%、配水池約85%、基幹管路約45%となっている。</p> <p>これら水道施設については、優先度を定め、耐震化を進めている。</p> <p>◆令和6年能登半島地震を教訓に、災害時基幹病院に接続する管路について、上下水道一体的な耐震化を進める。</p> <p>また、その他の医療機関等に接続する管路の耐震化も順次進めていく。</p> <p>◆第4次地震被害想定にあわせて地震対策基本計画を改定し、水道施設等の耐震化基準の見直しを図った。</p>
<p>2 給水区域のブロック化、バックアップ化 [水道局給水部計画課、給水課]</p>	<p>災害時の管路被害による断水等の影響を限定化し、応急復旧の迅速化を図るため、配水区域のブロック化を実施しており、令和5年度末時点で、ブロック数は135か所となっている。</p> <p>白川第1・第2送水管の更新に備え、送水ルート多重化や耐震化を目的とした白川第3送水管の整備が完了した。さらに浄水場系統間の連絡管の整備など送水ルート多重化を図り、災害時における管路のバックアップ機能の強化を進めている。</p>
<p>3 緊急用資機材の備蓄の充実 [水道局給水部給水課]</p>	<p>◆被害を受けた水道管の迅速な復旧を図るため、緊急用の水道資材(直管、異形管、継手類等)を備蓄している。</p> <p>また、他事業者からの応援による応急復旧活動を迅速かつ円滑に進めるため、必要な貸与用の水道機材(仕切弁キー、消火栓キー等)を備蓄している。</p>
<p>4 応急復旧体制の強化 [水道局総務部・給水部]</p>	<p>水道BCPや各種マニュアルを整備し、これらマニュアル等に基づいた訓練を実施することにより災害体制を強化している。</p> <p>大都市水道局、(公社)日本水道協会、(一財)さっぽろ水道サービス協会、札幌市管工事業協同組合等との間で応急活動に関する協定を締結しており、合同防災訓練を実施することにより応援体制の強化を進めている。</p> <p>◆各応援協定締結団体との関係強化を進め、近隣事業者とも連携を図り、災害を想定したより実践的な訓練の充実を図る。</p>

【関連対策】 応急第12節第1項
 【業務マニュアル等】 札幌市水道局地震災害対策マニュアル、札幌市水道局受援マニュアル、各種災害協定(札幌市水道局)

第2 下水道施設の災害対策

◇課題及び方針

地震発生時には、下水道施設が被害を受けると、管路や水再生プラザ等の復旧に時間がかかり下水処理や環境汚染などに多大な影響を及ぼすと予想される。

札幌市では、耐震設計基準に基づいた施設の耐震化を推進してきた。今後も地震等の災害からの被害を軽減し、迅速な復旧ができるような体制づくりを推進する。

◇対策の現況及び計画

<p>1 非常配備体制及び下水道のBCP等の整備 〔下水道河川局経営管理部・事業推進部〕</p>	<p>地震発生時に速やかに対応できるよう組織・職員動員・応援体制を整備している。 地震災害に向けたソフト対策として、下水道河川局災害対応マニュアル（地震対応編）及び下水道BCPを策定済である。 ◆災害対応マニュアル及びBCPに基づいた災害対策本部訓練を実施して、災害時に備えていく。 ◆災害対策本部訓練の検証結果を踏まえたマニュアル及びBCPの見直しを継続して行い、災害対応能力の強化を進めていく。 ◆民間協力団体と締結している災害時支援協定について、災害時の迅速かつ適切な支援のため、必要に応じた見直しを進めていく。</p>
<p>2 施設の耐震化とバックアップシステムの構築 〔下水道河川局事業推進部〕</p>	<p>過去の大規模地震（阪神・淡路大震災及び北海道胆振東部地震など）を教訓に、災害時においても下水道の機能を確保するため、地震対策を進めてきた。 ○重要な管路の耐震化（緊急輸送道路下や防災拠点に接続する管路など） ○汚泥圧送管や汚水送水管の二条化・ループ化（整備済み） ○処理施設の耐震化（管理棟：耐震化済み） ◆令和6年能登半島地震を教訓に、災害時基幹病院に接続する管路について、上下水道一体的な耐震化を進める。 ◆処理施設では、管理棟の次に重要度の高い揚水施設の耐震化を進める。</p>

<p>3 防災施設としての機能整備 〔下水道河川局事業推進部〕</p>	<p>災害時に下水道施設が災害対策の一部として市民に貢献できるような防災施設としての機能を整備している。</p> <ul style="list-style-type: none">○処理水・機械用水の消火用水利用 処理水送水管等に消火栓の設置○下水道施設の防災利用 水再生プラザの一部を一時避難場所として利用 水再生プラザ等の井水を生活用水として利用○マンホールトイレの整備 生活環境の確保のため、マンホールトイレが必要とされた防災拠点において、マンホールトイレ下部構造物を整備
---	--

【関連対策】 応急第 12 節第 2 項
【業務マニュアル等】 下水道河川局災害対応マニュアル、下水道 BCP

第3 電力施設の災害対策

◇課題及び方針

北海道電力(株)及び北海道電力ネットワーク(株)は、電力施設に係る災害予防・応急対策・復旧を図るため、災害対策基本法に基づく「防災業務計画」を定め国に報告している。この計画に基づき、「設備の耐災性確保」及び被災時の影響最小化・早期復旧を主体として対策を実施している。設備の耐災性確保については、強度的には国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視システム・制御システム等により、電力供給システム全体としての耐災性機能を確保している。

◇対策の現況及び計画

<p>1 防災体制の確立 〔北海道電力(株)、北海道電力ネットワーク(株)〕</p>	<p>防災業務計画に基づき、災害時に対処するための防災体制を定めている。 他電力会社、電源開発株式会社、請負会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援を整備している。 ◆また、道路管理者や自治体との連絡体制の確立、国道や道道・市道上の障害物(樹木・土砂・電力設備など)除去の連携など、災害時における相互協力のための協定を締結している。</p>
<p>2 電力設備の災害予防措置 〔北海道電力(株)、北海道電力ネットワーク(株)〕</p>	<p>架空配電線は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づく設計としている。 また、地中配電線は、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用する等、耐震性を考慮した設計としている。</p>
<p>3 防災業務施設及び設備の整備 〔北海道電力(株)、北海道電力ネットワーク(株)〕</p>	<p>(1) 通信連絡施設及び設備 災害時の情報連絡、指示、報告等のために、必要に応じ、次の諸施設及び設備の強化、整備を図っている。 ○無線伝送装置 ○有線伝送設備 (2) 非常用電源設備 主な事業所は、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保している。 (3) コンピュータシステム コンピュータシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管等のバックアップ体制の整備を図っている。 (4) その他災害復旧用施設及び設備 電気設備の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じ、移動用発電設備等を整備している。</p>

第4 都市ガス施設の災害対策

◇課題及び方針

災害の発生時には、ガス管の破壊によりガスの漏出などの二次災害の発生が懸念される。また、ガス管が被災した場合、復旧作業が長期にわたると、冬季の暖房停止など市民生活に多大な影響を及ぼすことが予測される。

北海道ガス(株)は、二次災害防止及び地震被害の極小化のために、施設の耐震化や災害発生時の緊急措置ができる設備の設置を推進する。

◇対策の現況及び計画

1 緊急措置体制の整備 〔北海道ガス(株)〕	◆二次災害防止及び地震被害の極小化を図るため、緊急措置(供給停止等)の迅速かつ適切な対応を目指した地震訓練を実施する。
2 緊急措置のための設備の整備 〔北海道ガス(株)〕	二次災害の防止と復旧の早期化を図るため、ガス管にバルブを設置し、ブロック化を進めている。 ◆導管網の被災状況を把握し(地震計及び供給設備の稼働状況を遠隔監視)、被災地区の供給停止(供給設備を遠隔遮断)を速やかに行う遠隔監視制御システムを構築している。
3 導管の耐震化の推進 〔北海道ガス(株)〕	新たに敷設する導管は耐震性の高い溶接接合鋼管やポリエチレン管を使用、既設管もポリエチレン管等へ入替を進め、耐震性の向上を図っている。

第5 LPガス設備の災害対策

◇課題及び方針

地震災害の発生時には、LPガスの容器(ボンベ)の転倒等により、ガスの漏出などの二次災害の発生が懸念される。また、復旧作業が長期にわたると、冬季の暖房停止など市民生活に多大な影響を及ぼすことが予測される。

そのため、(一社)北海道LPガス協会は、二次災害防止及び供給サービスの早期復旧のために、被災状況の迅速な把握や緊急措置が行える体制づくり、全道・全国からの復旧要員・資材を確保できる体制づくりを進める。また、日ごろから保安講習会や防災訓練などを通じた会員事業所の知識と技術の向上に努める。

◇対策の現況及び計画

1 緊急措置体制の整備 [(一社)北海道LPガス協会]	(一社)北海道LPガス協会に、災害対策組織として、「北海道エルピーガス災害対策協議会」を常設し、防災対処体制を整備している。 ◆会員事業所各々が、被災状況の迅速な把握を行うとともに、復旧要員・資材の確保など供給サービスを早期復旧させる体制の整備を目指す。
2 技術の研さん [(一社)北海道LPガス協会]	◆業務主任者等に対する保安講習会の開催や防災訓練への参加等を通じて、知識や技術の向上を図るとともに、関係機関との連携体制を強化する。
3 利用者に対する保安啓発 [(一社)北海道LPガス協会]	◆利用者に対して、日ごろのガス設備の安全管理やガス器具利用の際の注意点の啓発に併せて、災害発生時に行うべき応急措置について啓発を行う。

第6 電話施設の災害対策

◇課題及び方針

東日本電信電話(株)北海道事業部は、地震・火災・風水害に強い設備作り、通信伝送路の複数ルート化や24時間365日のネットワーク監視及び制御等を行い、災害等の不測の事態が発生しても通信サービスが途絶えないように備えてきた。

今後もこれらを進めるとともに、災害が発生した場合には、全国から被災地に集中する電話を制御し、110番・119番等の緊急通信や重要通信を守るとともに、災害対策機器等の活用や全国からの復旧用資機材の調達、復旧要員の確保を行うなど、サービスの早期復旧に向けた体制作りを推進する。

KDDI(株)は、災害時においてもKDDIが提供する電気通信役務(以下「通信」という。)を確保できるよう、網制御設備及び交換設備等の分散化、伝送路の多ルート化、経路分散等を進め、通信に係る局舎及び電気通信設備(以下「通信設備等」という。)の耐災害性を強めるとともに、国内外の関係機関と密接な連絡調整を行い、災害が発生した場合には、災害対策本部等の各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に務めるものとする。

ソフトバンク(株)及び楽天モバイル(株)は、災害時においても可能な限り通信を確保し提供できるよう、防災計画に則り、重要通信の疎通確保と通信設備等の信頼性向上及び早期復旧に務める。

また、災害対策基本法その他法令の趣旨に則り、関係機関等と連携・協力し、災害対策の円滑かつ適切な実施に万全を期する。

◇対策の現況及び計画

<p>1 ネットワークの信頼性向上 [東日本電信電話(株)北海道事業部、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)]</p>	<p>〔東日本電信電話〕 中継伝送路の多ルート化や重要通信センターの分散設置により、通信途絶を極力回避している。通信ビルや鉄塔は、震度7クラスの地震に耐えられるように設計しており、ビル内の通信設備は倒壊しないように固定している。突然の停電時に備えて予備電源を設置している。</p> <p>〔KDDI〕 災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行うものとする。 ◆網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。 ◆伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。</p> <p>〔ソフトバンク〕 災害が発生した場合においても通信を確保するために、次により通信網の整備を行うものとする。 ◆主要な伝送路を多ルート構成、またはリング構成とする。 ◆主要な中継交換機を分散配置する。 ◆主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。</p>
---	--

<p>2 重要通信の確保 〔東日本電信電話(株) 北海道事業部、KDD I (株)、ソフトバンク (株)、楽天モバイル (株)〕</p>	<p>〔東日本電信電話〕 災害発生後、安否確認等の殺到による電話のふくそう時には、一般通話を規制し、気象、水防、消防、災害救助機関等の重要通信を優先的に疎通させる。 一般通話は、広報等により安否確認サービス(災害用伝言ダイヤル 171、災害用ブロードバンド伝言板Web 171)へ誘導する。 ◆安否確認サービスの認知度向上と利用方法を理解してもらうため、防災訓練等で継続的に普及活動を推進する。 ◆被災された方の通信サービスを確保するため、速やかに収容避難場所等に無料の特設公衆電話が設置できるよう事前準備を行う。</p> <p>〔KDD I〕 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、重要な通信の確保を図るため、通信の疎通、施設の応急復旧等に関する緊急疎通措置、緊急復旧措置等に関する計画を作成し、現在に則して適宜実施するものとする。</p> <p>〔ソフトバンク〕 災害発生時は、次により臨機に措置を取り、通信ふくそうの緩和および重要通信の確保を図る。 ◆網措置等疎通確保の措置をとる。 ◆通信の疎通が著しく困難となった場合、臨機に利用制限等の措置をとる。 ◆非常通話及び緊急通話は、一般通話に優先して取り扱う。 ◆警察、消防委、その他の諸官庁等との連携をとる。 ◆安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板等を速やかに提供する。</p>
--	--

<p>3 サービスの早期復旧に向けた体制整備 〔東日本電信電話(株)北海道事業部、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)〕</p>	<p>〔東日本電信電話〕 ◆通信途絶時には、衛星通信による無料公衆電話設置等で最小限の通信確保を急ぎ、その後早期復旧に向け、災害対策機器の活用や全国からの復旧用資機材の調達、復旧要員の確保を行うなど、サービスの早期復旧に向けた体制整備を行う。 ◆また、道路管理者や自治体との連絡体制の確立、国道や道道・市道上の障害物（樹木・土砂・通信設備など）除去の連携など、災害時における相互協力のための協定を締結する。</p> <p>〔KDDI〕 ◆災害対策本部を設置し、災害対策要員が参集する。KDDIの被災及び障害状況を把握のうえ、全国レベルでの支援体制を構築し情報共有する。 ◆自治体災害対策本部との連携を強化し、災害情報を収集する（避難所開設情報、道路状況、通信確保に向けた支援など）。車載型、可搬型基地局の出動および設置を実施し、自治体、避難所等への衛星電話、携帯電話の貸出しを行う。</p> <p>〔ソフトバンク〕 ◆通信の確保に万全を期するため、災害対策本部を設置し、協力会社等の稼働を含めた全国規模による応援組織の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制等について計画に基づき確立して運用する。</p>
---	---

第7 移動通信施設の災害対策

◇課題及び方針

(株)NTTドコモ北海道支社は、ネットワークの信頼性向上のため、設備・回線のバックアップによる信頼性向上及び設備自体の強化、建物及び鉄塔の耐震補強を行い、災害等の不測の事態が発生しても移動通信サービスが途絶えないように備えてきた。今後これらを進めるとともに、災害が発生した場合には、全国から被災地に集中する通話を制御し、110番・119番等の緊急通信や重要通信を確保するとともに、災害対策車両・機器等の活用や全国からの復旧用資機材の調達、復旧要員を確保するなど、移動通信サービスの早期復旧に向けた体制整備を推進する。

KDDI(株)、ソフトバンク(株)及び楽天モバイル(株)については第6項と同様の対策に務めるものとする。

◇対策の現況及び計画

<p>1 ネットワークの信頼性向上 〔(株)NTTドコモ北海道支社、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)〕</p>	<p>〔NTTドコモ〕 中継伝送路(中距離伝送路)の多ルート化・2ルート化及び通信設備の二重化、分散設置、通信衛星の利用拡大により、通信途絶を極力回避している。通信ビルや無線基地局鉄塔は、震度7クラスの地震に耐えられるように設計しており、ビル内の通信設備は耐震補強し、倒壊等がないように固定している。突然の停電時に備えて予備電源を設置している。</p> <p>〔KDDI〕 第6項と同様</p> <p>〔ソフトバンク〕 第6項と同様</p>
<p>2 重要通信の確保 〔(株)NTTドコモ北海道支社、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)〕</p>	<p>〔NTTドコモ〕 災害発生後、安否確認等の殺到による携帯電話のふくそう時には、一般通話を規制し、重要公共機関等の重要通信を優先的に疎通させる。 一般通話は、広報等により安否確認サービス(災害用伝言板)へ誘導する。 ◆安否確認(災害用伝言板)サービスの認知度向上と利用方法を理解してもらうため、防災訓練等で継続的に普及活動(体験サービスを含めて)を推進する。 ◆被災された方の通信サービスを確保するため、速やかに避難所等に衛星携帯電話や携帯電話端末の貸出し及び充電器の配備を行うための事前準備を行う。</p> <p>〔KDDI〕 第6項と同様</p> <p>〔ソフトバンク〕 第6項と同様</p>

<p>3 サービスの早期復旧に向けた体制整備 〔(株)NTTドコモ北海道支社、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)〕</p>	<p>〔NTTドコモ〕 ◆通信途絶時には、移動無線基地局車・移動電源車で重要通信の確保を急ぎ、その後早期復旧に向け、災害対策機器の活用や全国からの復旧用資機材の調達、復旧要員の確保を行うなど、サービスの早期復旧に向けた体制整備を推進する。 〔KDDI〕 第6項と同様 〔ソフトバンク〕 第6項と同様</p>
---	---

【関連対策】 応急第12節第7項
【業務マニュアル等】 エヌ・ティ・ティ・ドコモ防災業務計画、KDDI防災業務計画

第8 市営交通施設の災害対策

◇課題及び方針

災害発生時には、鉄軌道施設や車両の被害状況を直ちに把握し、輸送の安全を図る必要がある。また、軌道やずい道などの鉄軌道施設が被害を受けた場合、復旧までかなりの日数を要し、市民生活に大きな影響が及ぶ。

札幌市では、地震被害の軽減を図るため地下鉄施設の耐震化を進めるとともに、早期復旧を期すため、災害発生時の緊急出動体制、復旧体制を整えている。また、被害状況、運行状況に関する的確な情報を利用者に提供できる体制づくりを推進する。

◇対策の現況及び計画

<p>1 地下鉄施設の耐震化 〔交通局高速電車部施設課〕</p>	<p>地下鉄施設のうち、地下駅の中柱、高架部橋脚等の土木構造物については、平成20年度までに耐震補強工事を完了した。 平成21年度からは建築物の耐震診断を行い、その結果に基づき、平成25年度より、順次、耐震改修工事を実施している。これまで、南平岸駅、自衛隊前駅、澄川駅、真駒内駅の耐震改修が完了し、現在、高架部のシェルターの耐震化工事を実施している。</p>
<p>2 地震発生時の緊急出動体制及び復旧体制 〔交通局高速電車部業務課・施設課〕</p>	<p>高速電車地震対策要領及び札幌市交通局事故・災害対策本部設置規程に具体的な内容を定めている。</p>
<p>3 公共交通情報の共有化 〔交通局高速電車部業務課〕</p>	<p>災害時に、市営交通機関の情報を利用者に対し的確・迅速に伝達する体制を確保している。</p>

【関連対策】 応急第12節第8項
【業務マニュアル等】 高速電車地震対策要領、札幌市交通局事故・災害対策本部設置規程

第9 鉄道施設の災害対策

◇課題及び方針

災害直後には、被害の程度や運行状況などの状況が把握できず、駅などでかなりの混乱が発生すると予想される。また、施設に被害があった場合、修復までかなりの日数を要し、北海道内の交通体系に大きな影響が及ぶ。

北海道旅客鉄道(株)では、鉄道橋の耐震補強対策を進めるとともに、災害発生時の情報連絡のために通信機器等を整備する。

◇対策の現況及び計画

1 初動体制の整備 〔北海道旅客鉄道(株)〕	早期に初動体制を確立することを目的に、社員の自動参集マニュアルを平成7年12月に制定した。
2 通信手段の確保 〔北海道旅客鉄道(株)〕	有線通信が使用できない場合に備えて無線を平成8年6月に整備している。札幌CTCセンターに基地局を設置し各駅・自動車の一部に配備している。
3 鉄道構造物の耐震対策 〔北海道旅客鉄道(株)〕	橋梁の耐震補強対策(落橋防止工)については、平成9年度から施工し、平成13年度までに完了した。

【関連対策】 応急第12節第9項

第10 民間バス事業者の災害対策

◇課題及び方針

災害発生時には、被害の程度や運行状況などの情報が把握できず、混乱が生ずることが予測される。

民間バス事業者は、災害発生後のバスの運行を確保するため、災害対策本部等から道路の被害情報を得るとともに、利用者に対して運行状況等の情報が的確に提供できるよう、情報共有体制の構築に努める。

◇対策の現況及び計画

1 情報共有化の推進 〔民間バス事業者〕	◆災害発生後の運行を確保し、利用者等に的確な運行情報等を提供することができるよう、北海道運輸局、札幌地区バス協会、札幌市等と連携を図りながら、情報共有体制について検討する。
-------------------------	--

【関連対策】 応急第12節第10項

第7節 災害情報収集・伝達システムの強化

〔施策の体系〕

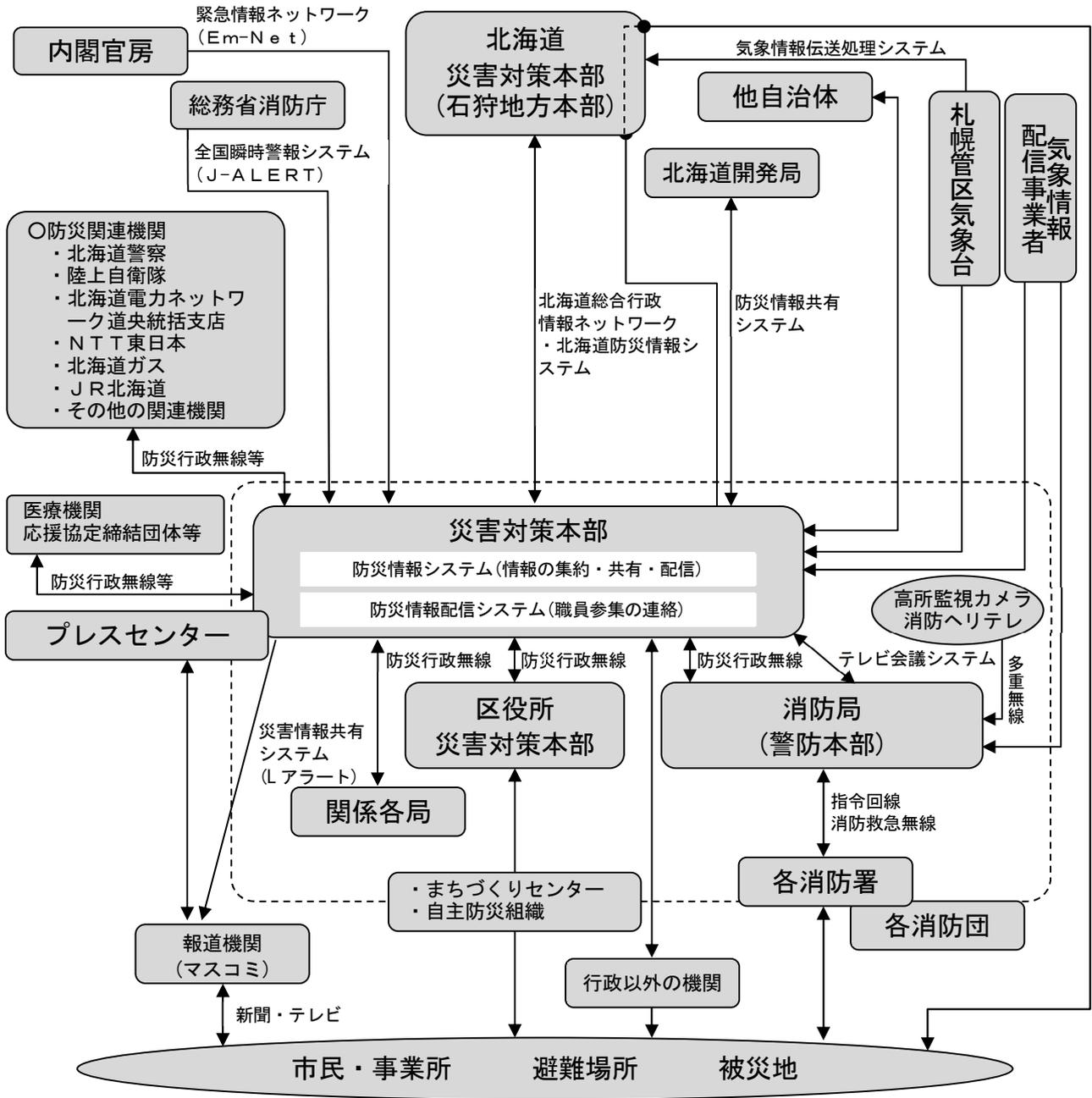
この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体
第1 情報ネットワークの構築	1 情報ネットワークの構築	危機管理局危機管理部危機管理課、消防局警防部消防救助課、デジタル戦略推進局情報システム部システム調整課	内閣府、総務省消防庁、北海道開発局、北海道
第2 災害情報ネットワークの整備	1 災害情報ネットワーク・システムの概要	危機管理局危機管理部危機管理課、消防局総警防部消防救助課	内閣府、総務省消防庁、北海道開発局、北海道
	2 災害情報収集伝達を迅速・円滑に行うための課題	危機管理局危機管理部危機管理課、デジタル戦略推進局情報システム部システム調整課	
第3 地震観測情報のネットワークの整備	1 地震情報ネットワークの概要	危機管理局危機管理部危機管理課	気象庁、国立研究開発法人防災科学研究所、都道府県等地方公共団体
第4 市行政情報・コンピューターデータ保護対策の推進	1 情報保護対策の推進	危機管理局危機管理部危機管理課、デジタル戦略推進局情報システム部システム調整課	

第1 情報ネットワークの構築

◇課題及び方針

震度・余震情報、被害状況やライフライン状況に加え、避難住民・避難場所の状況に基づく応急対策を実施するためには、災害時でも途絶することなく、かつ多重化された信頼性の高い情報通信網による正確な情報のやりとりが必要となる。

札幌市における災害対策本部・区災害対策本部と防災関係機関相互及び市民等との情報伝達は、次に示すネットワークによって行われる。



【関連対策】 応急第3節第1項

第2 災害情報ネットワークの整備

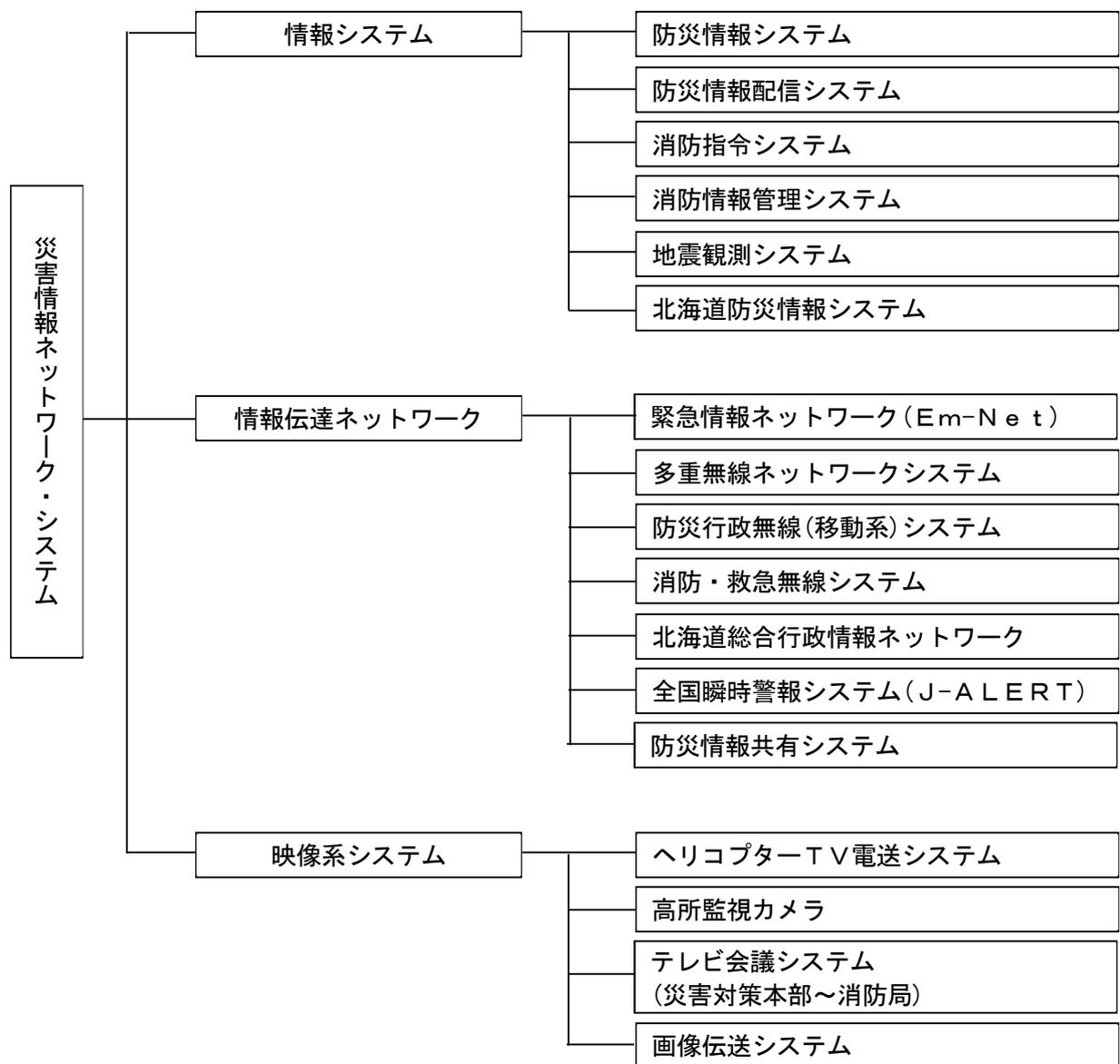
◇課題及び方針

大規模な地震が発生した場合の応急対策には、被害状況等を早期に把握するとともに、迅速的確な情報収集・伝達を行うことが非常に重要である。

札幌市では、災害対策本部、区災害対策本部、防災関係機関相互及び市民等との情報伝達を担う、災害時であっても途絶せず、震度などの地震情報、被害状況等の正確な情報のやりとりを行えるよう有線系及び無線系で構成される、災害情報ネットワークを構築している。

今後も、衛星系の活用や有線系の高度化など、これらの災害情報ネットワークをさらに充実させ、新たなシステムの整備を計画的に推進していく。

【災害情報ネットワーク・システムの構成】



1 災害情報ネットワーク・システムの概要

既に整備されている情報収集伝達システムの概要及びこれらの更新・拡充計画は以下のとおりであり、耐用期限の到来により計画的にシステムの更新を進めていく。

◇対策の現況及び計画

1 防災情報システム 〔危機管理局危機管理部 危機管理課〕	迅速な初動体制の確立及び災害対策本部運営支援等による円滑な災害対策の実施が可能となる機能を有するシステム(別図参照)
2 消防指令システム 〔消防局警防部消防救助課〕	火災・救急・救助等あらゆる災害の119番通報の受付、出動指令、情報支援などの処理をコンピュータ化し、迅速確実に対応するシステム
3 消防情報管理システム 〔消防局警防部消防救助課〕	防火対象物、危険物施設等の情報や消防水利の管理を行い、消防指令システムと連携し、災害時に必要な情報支援を行うシステム
4 テレビ会議システム (災害対策本部～消防局) 〔危機管理局危機管理部 危機管理課、消防局警防部 消防救助課〕	災害時の電話回線の障害やふくそうに対応するため、災害対策本部と消防局を接続するテレビ会議システム
5 緊急情報ネットワーク (E m-N e t) 〔内閣府〕	内閣官房が整備を進める行政専用回線の総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用し、総理大臣官邸と地方公共団体間で緊急情報の双方向通信を可能とするシステム
6 防災情報共有システム 〔北海道開発局〕	洪水、地震等の大規模災害の発生に備えて、道路、河川等の状況を、国・北海道・道内の自治体等で共有するシステム
7 北海道防災情報システム 〔北海道〕	気象情報を道内市町村へ伝達するとともに災害時には各市町村からの災害情報を集約し、管理するシステム。気象情報や各市町村から寄せられた避難情報などは、ホームページ及び携帯電話のメールにて住民に提供される。
8 防災行政無線(移動系)システム 〔危機管理局危機管理部 危機管理課〕	有線回線が途絶・ふくそうした場合における情報通信の確保のため、市役所・区役所・出先機関・避難場所などを結ぶ無線システム 今後、市内の指定避難所(基幹避難所)や報道機関などへの拡充について検討を行う。
9 消防・救急無線システム 〔消防局警防部消防救助課〕	消防局消防指令管制センターと各消防署、出張所及び各消防・救急車両、現場活動隊との無線交信を行うシステム
10 多重無線ネットワークシステム 〔危機管理局危機管理部 危機管理課、消防局警防部 消防救助課〕	消防・救急無線及び防災行政無線の基幹網として、市内要所の基地局を多重無線回線で結び、市内全域の無線交信体制をバックアップするシステム

11 北海道総合行政情報ネットワーク 〔北海道〕	災害時の通信手段として、北海道庁本庁・振興局及び市町村を地上系と衛星系の2つの通信ルートで結び、電話やファクシミリをはじめ、画像伝送など多様な行政情報を伝達するシステム
12 全国瞬時警報システム (J-ALERT) 〔総務省消防庁〕	気象庁から伝達される気象防災情報や内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して受信するシステム
13 画像伝送システム 〔消防局警防部消防救助課〕	市内中心部に設置した高所監視カメラからの映像を消防局、危機管理局あるいは通信衛星を經由して、総務省消防庁などに伝送し、素早い広域応援体制を可能とするシステム
14 ヘリコプターTV電送システム 〔消防局警防部消防救助課〕	消防ヘリコプターに搭載したカメラで、上空からの災害現場の映像を電送し、地上へリアルタイムな情報を提供することによって、災害対策本部において迅速かつ的確な判断及び指揮を可能とするシステム
15 高所監視カメラ 〔消防局警防部消防救助課〕	市内の高層ビル上に設置した高感度カメラ。札幌市内を24時間監視し、撮影した映像を光ケーブルで伝送し災害状況を把握するシステム
16 防災情報配信システム 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕	気象情報の庁内職員への発信や職員参集のための連絡を行うシステム
17 物資調達・輸送調整等支援システム 〔内閣府〕	災害時に迅速かつ効率的な物資支援を実現するため、国と地方自治体との間で物資支援に係る情報を一体的に管理・情報共有するシステム

【防災情報システムのご概念】



第3 地震観測情報のネットワークの整備

◇課題及び方針

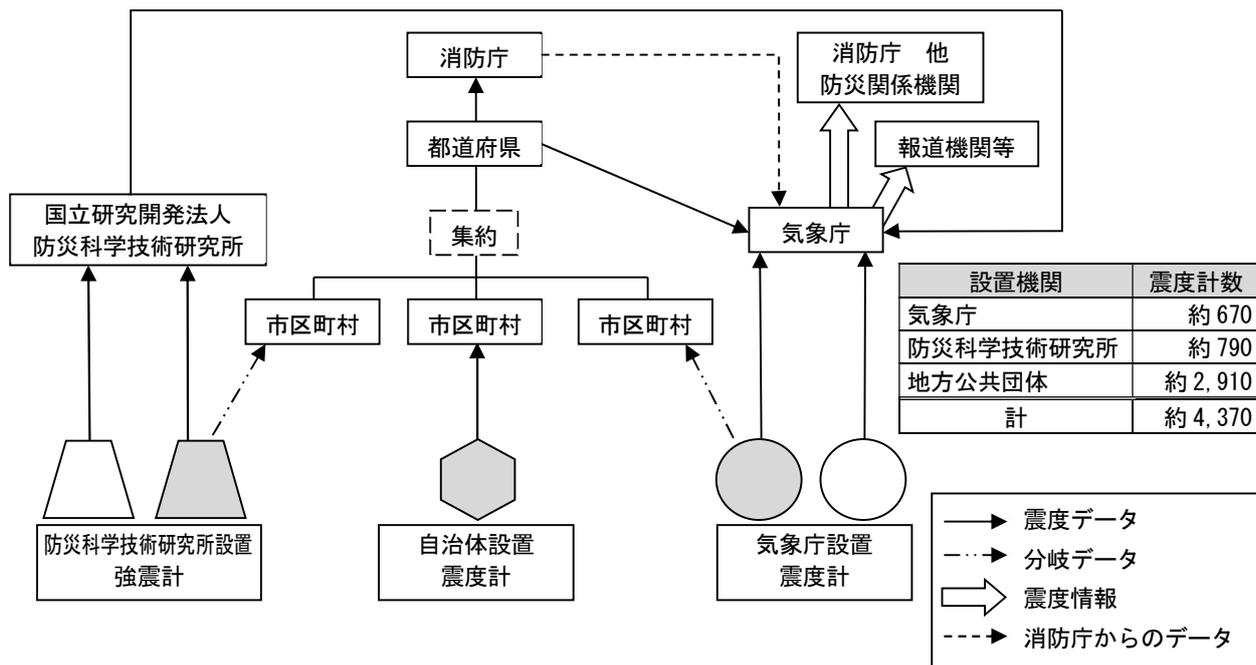
地震防災対策を合理的に推進するためには、市内の各区域での地震の発生頻度、性質を調査研究するとともに、各観測・研究機関と連携を強化することが重要である。

札幌市では、市内の公共施設に設置している各地震計からの地震観測情報を蓄積し、これらの情報をネットワークでつなぎ科学的な調査・研究機関等に提供する。

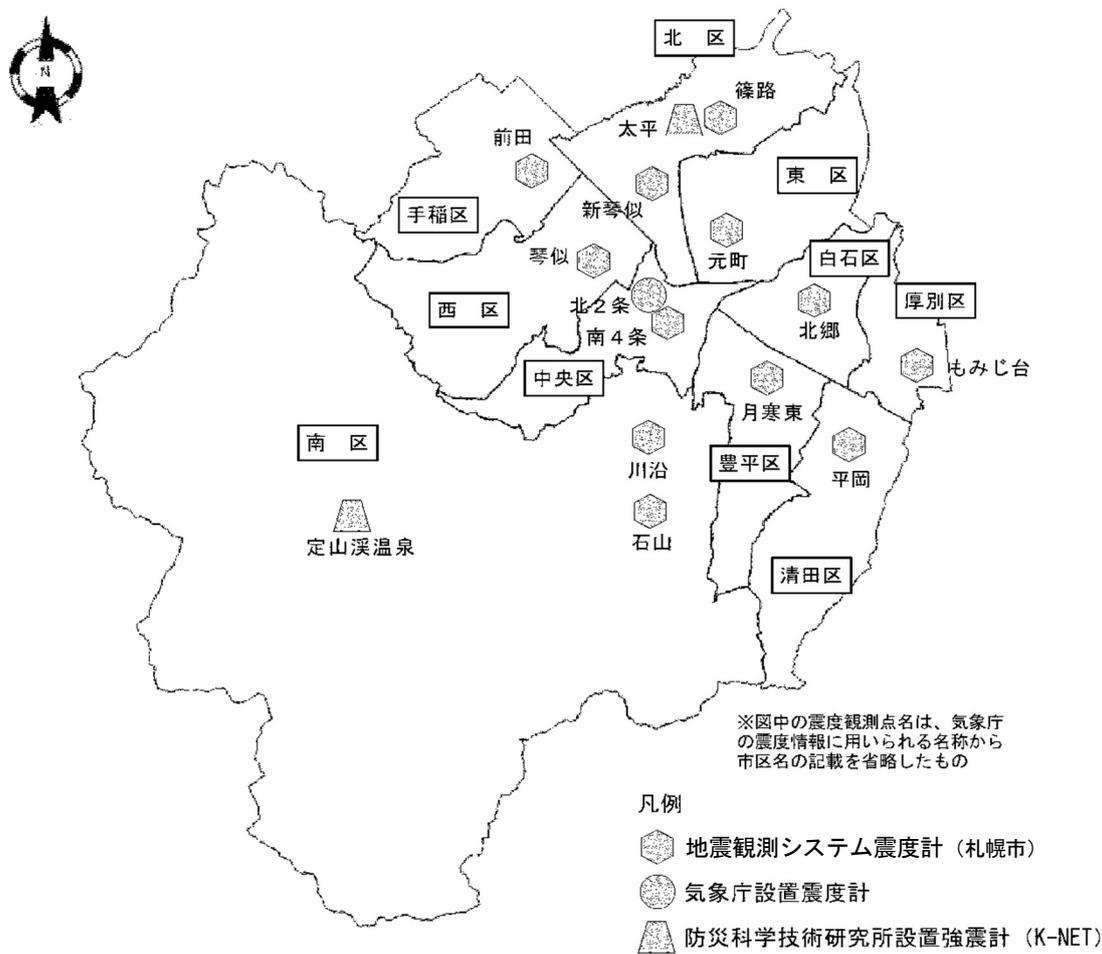
【地震情報ネットワークの概要】

1 計測震度計 〔気象庁〕	気象庁では、全国に計測震度計を設置して震度観測を行っている。このほか、地方自治体及び国立研究開発法人 防災科学技術研究所が設置した計測震度計のデータもあわせて地震情報に活用している。
2 全国強震観測網(K-NET) 〔国立研究開発法人 防災科学技術研究所〕	全国に約 25km の間隔で建設した強震観測施設に設置された広ダイナミック・レンジの加速度型デジタル強震計、及び記録された強震記録を収集して編集する強震観測センターを軸として、強震記録をインターネット発信するシステム
3 震度情報ネットワーク 〔都道府県等地方公共団体〕	阪神・淡路大震災を契機として、地震直後の迅速かつ適切な防災対応のために震度情報が重要であることが強く認識され、平成7年度から自治省消防庁(当時)の補助の下に各都道府県等地方公共団体により整備された震度情報ネットワーク
4 地震観測システム震度計 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕	<p>市内 12 箇所に設置している被害予測用の地震観測計。観測データを北海道経由で気象庁へ提供することにより、より細分化された地震情報を市民に提供する。</p> <p>◇市内の設置場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央消防署 敷地内 ・北消防署篠路出張所 敷地内 ・北消防署新琴似出張所 敷地内 ・東消防署 敷地内 ・白石消防署北郷出張所 敷地内 ・厚別消防署もみじ台出張所 敷地内 ・豊平消防署 敷地内 ・清田消防署 敷地内 ・南消防署川沿出張所 敷地内 ・南消防署石山出張所 敷地内 ・西区役所分庁舎 敷地内 ・手稲消防署前田出張所 敷地内

【地震観測情報ネットワークの概念図】



【現在の震度観測点】



第4 市行政情報・コンピューターデータ保護対策の推進

◇課題及び方針

大規模な地震が発生した場合、平常時に使用している施設、人員、ライフライン等が使用できなくなり、予期できない機能不全の状態となる可能性がある。

災害時において、災害復旧とともに平常時から継続しなければならない重要な業務を実施していくためには、情報システムが不可欠であり、災害時に情報システムが稼働していることは極めて重要である。

◇対策の現況及び計画

<p>1 情報保護対策の推進 〔デジタル戦略推進局 情報システム部システム調整課〕</p>	<p>◆情報システムは、平常時からの備えがないと被害を受けてから復旧までに多くの時間を要することが想定され、市民情報等を失うことで、その回復にさらに多くの時間が必要となることは、市政の運営に多大な影響を与えてしまうため、下記の項目について検討を行い、情報システムの保護対策に努める。</p> <ul style="list-style-type: none">・庁舎に係る脆弱性への対策・情報通信機器の脆弱性への対策・ネットワークの脆弱性への対策・その他の設備等の脆弱性への対策・災害時におけるマニュアル等の整備・マニュアルに基づく訓練の実施・保守事業者との連携体制の確保
---	--

第8節 消防体制の強化

〔施策の体系〕

この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体
第1 消防体制の整備	1 非常招集計画の作成	消防局警防部消防救助課	
	2 震災活動要領の作成	消防局警防部消防救助課	
第2 車両・資機材等の整備	1 震災用消防車両等の整備	消防局警防部消防救助課	
	2 震災用救助資機材の整備	消防局警防部消防救助課	
	3 非常電源設備の整備	消防局総務部施設管理課	
第3 消防水利の整備	1 耐震性貯水槽の整備	消防局警防部消防救助課	
	2 消防水利開発補助金交付制度	消防局警防部消防救助課	
	3 利用可能な水利の確保	消防局警防部消防救助課	
第4 消防団活動の推進	1 活動体制の強化	消防局総務部職員課、消防局警防部消防救助課	
	2 消防団員の確保	消防局総務部職員課、各消防署	消防団
	3 研修・訓練の充実	消防局総務部職員課、消防局消防学校教務課、各消防署	消防団
第5 民間団体等との協力推進	1 民間団体の協力による情報収集体制の確立	消防局警防部消防救助課	(一社)札幌ハイヤー協会、(一社)北海道警備業協会
	2 民間の患者等搬送事業者との協力体制の確立	消防局警防部救急課	(株)札幌民間救急サービス、札幌寝台自動車(株)
	3 消防職員OBによる支援体制の確立	消防局警防部消防救助課	(一社)札幌消防交友会

〔施策の体系（続き）〕

この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体
第6 火災予防 対策の推進	1 防火意識の高揚	消防局予防部予防課、各消防署	
	2 関係団体との連携	消防局予防部予防課、各消防署	札幌防火委員会 連合会、札幌防火 管理者協会、 札幌危険物安全協 会
	3 防火管理体制の強化	消防局予防部査察規制課、各消防署	
	4 事業所・危険物施設に対する震災対策の指導	消防局予防部査察規制課、各消防署	

第1 消防体制の整備

◇課題及び方針

消防は、地震発生直後から同時多発火災の消火活動や救助活動などを中心に行う。札幌市では、消防職員の初動活動を迅速かつ的確なものとするために、非常招集計画の作成やマニュアルの整備などを行い、初動体制を整備している。

◇対策の現況及び計画

1 非常招集計画の作成 〔消防局警防部消防救助課〕	災害時に消防職員が参集する消防署所及び担当任務を指定するため、非常招集計画を作成している。
2 震災活動要領の作成 〔消防局警防部消防救助課〕	震度5弱以上の地震が発生した場合に、効率的な消防活動を行うため、震災活動要領を作成している。

第2 車両・資機材等の整備

◇課題及び方針

地震発生時には、多くの被災地で救助・救急活動や消火活動を実施しなくてはならない。活動する上で、消火用水を確保することが困難であったり、道路障害、さらには建物の倒壊危険等多くの阻害要因が発生する。

札幌市では、常備の車両や装備の充実を図るとともに、震災発生時において有効活用できる車両、救助資機材等の整備を行っている。

◇対策の現況及び計画

1 震災用消防車両等の整備 〔消防局警防部消防救助課〕	消火用水を確保するための「消火用水大量補給用車両」や、活動中の車両に直接燃料を補給することができる「燃料補給車」を導入している。また、少ない水で効果的に消火できる「クラスA消火剤」を全水槽車に搭載している。 また、平成3年度から消防ヘリコプターを保有し救急搬送体制等の充実を図っている。
2 震災用救助資機材の整備 〔消防局警防部消防救助課〕	救助活動現場で安全に活動するために、救助隊に「地震警報機」、「救助用支柱器具」等の救助資機材を整備しているほか、耐火建築物の倒壊・座屈によりがれきの下に閉じ込められた人を救助するためにコンクリートを切断する資機材を整備している。 さらに、全署所にチェーンソー等の震災用救助資機材を整備している。
3 非常電源設備の整備 〔消防局総務部施設管理課〕	停電に備え全署所に非常電源設備を整備している。

第3 消防水利の整備

◇課題及び方針

地震発生時には、水道管の破損により消火栓が使用できなくなることが予測され、消火活動の実施に支障をきたすおそれがある。

札幌市では、耐震性貯水槽の整備や河川、プール、民間等で利用可能な水利の把握・整備を推進していく。

◇対策の現況及び計画

1 耐震性貯水槽の整備 〔消防局警防部消防救助課〕	耐震性貯水槽は延焼危険が高い木造密集地や、病院等の災害弱者が存する地区から整備しており、毎年整備を予定している。
2 消防水利開発補助金交付制度 〔消防局警防部消防救助課〕	延焼危険が高い木造密集地や、病院等の災害弱者が存する地区に、建築物の地下ピットを活用した防火水槽を設置した民間事業所等に対し補助金を交付するための制度を設けている。
3 利用可能な水利の確保 〔消防局警防部消防救助課〕	河川水やプールなどの水を消防水利として利用できるようにする。 河川水を取水できるように取水ピット、護岸スロープ等の設置を施設管理者に要請している。 プールへの採水管、大型融雪槽からの取水設備及び官公庁舎の地中梁水槽の設置を施設管理者に要請している。

第4 消防団活動の推進

◇課題及び方針

地震発生時には同時多発的に火災や救助事象が発生するため、「地域密着性」「要員動員力」「即時対応力」に優れ、「自分のまちは自分で守る」という郷土愛護の精神を持つ消防団の活動が必要不可欠である。

札幌市では、消防職員と消防団員とが連携し、災害対応力の強化を図るとともに、市民に対し消防団への入団促進を図っていく。

◇対策の現況及び計画

<p>1 活動体制の強化 〔消防局総務部職員課、消防局警防部消防救助課〕</p>	<p>地震発生時における消防団の活動体制を強化するため、次の活動を行う。 「札幌市消防団災害活動等要綱」等を策定し、各団員に周知している。 ◆活動衣や防火衣等の個人装備の整備を図る。 ◆円滑な消防団活動を展開するため、消火・救助資機材や通信手段の確保に努める。</p>
<p>2 消防団員の確保 〔消防局総務部職員課、各消防署、各消防団〕</p>	<p>◆消防団は災害時の初動対応のほか、平時における市民への防火、防災、応急手当指導なども行っており、地域の防災活動を推進するうえで欠かせない存在であるため、入団促進を図る。</p>
<p>3 研修・訓練の充実 〔消防局総務部職員課、消防局総務部消防学校教務課、各消防署、各消防団〕</p>	<p>◆地震発生時を想定した消防団活動の研修や訓練を実施する。 ◆消防職員だけではなく、地域住民や関係団体等とも連携した訓練を実施する。 ◆地震発生時の指揮能力向上のため、消防団幹部への研修の充実強化を図るとともに、新入団員への基礎教育の充実に努める。 ◆札幌市地域防災指導員の養成及び知識、技術、指導力の向上・維持に必要な研修・訓練を実施する。</p>

第5 民間団体等との協力推進

◇課題及び方針

地震発生時には同時多発的に火災や救助・救急事象が発生するため、消防職員だけでは対応できない。

札幌市では、民間企業や消防職員OB等との情報収集体制、救急搬送体制、活動支援体制を確立している。

◇対策の現況及び計画

1 民間団体の協力による情報収集体制の確立 [消防局警防部消防救助課]	大規模災害時における人的被害や家屋の損壊等の被害情報の収集について、(一社)札幌ハイヤー協会及び(一社)北海道警備業協会と協定を締結し、情報収集体制を確立している。
2 民間の患者等搬送事業者との協力体制の確立 [消防局警防部救急課]	大規模災害等により発生した多数の傷病者のうち、軽症者の搬送業務について、(株)札幌民間救急サービス及び札幌寝台自動車(株)と協定を締結し、傷病者の搬送体制を確立している。
3 消防職員OBによる支援体制の確立 [消防局警防部消防救助課]	災害時の消防活動を支援するため、豊富な知識、経験、技術を有する消防職員OBによる支援体制を確立している。

【関連対策】 応急第5節
 【業務マニュアル等】 大規模災害発生時の情報の通報及び収集に関する協定書、大規模災害発生時における傷病者搬送業務に関する協定書

第6 火災予防対策の推進

◇課題及び方針

災害による出火防止や被害を軽減するためには、市民一人ひとりが日ごろから防火に関する関心を持つことが重要である。また、ホテル、百貨店等人が集まる事業所や危険物施設では、消防設備や避難誘導など防火管理体制の充実強化が必要である。

札幌市では、市民の防火意識の高揚を図るとともに、事業所の防火安全対策を強化・推進し、火災の未然防止を図る。

◇対策の現況及び計画

1 防火意識の高揚 〔消防局予防部予防課、各消防署〕	市民の防火意識の普及向上のため、次の活動を行っている。 ・市民をはじめ関係団体が一丸となった「火災予防運動」の実施 ・テレビ、ラジオ等各メディアへの情報提供 ・ポスター、リーフレット等の配布
2 関係団体との連携 〔消防局予防部予防課、各消防署〕	次の団体と連携して地域や事業所の災害予防活動を推進している。 ○札幌防火委員会連合会 ・地域における防火思想の啓発 ・各種防火行事の開催 ○札幌防火管理者協会 ・防火管理技術の向上 ・事業所相互の情報交換 ・事業所及び地域における防火教育の普及 ○札幌危険物安全協会 ・危険物施設を有する施設の相互連携 ・保安研修会等の開催
3 防火管理体制の強化 〔消防局予防部査察規制課、各消防署〕	百貨店、ホテル、病院、地下街等の防火管理体制の強化を推進している。また、大規模・高層の建築物では高度な自衛消防活動が必要とされるため、自衛消防組織要員の技術・知識の向上に努めている。
4 事業所・危険物施設に対する震災対策の指導 〔消防局予防部査察規制課、各消防署〕	消防法に基づいた設備・建築物の耐震化、出火・危険物流出防止等を遵守させ、査察、研修会、訓練を通じて従業員等を対象とした教育訓練を指導している。 また、多数の者が利用する大規模・高層建築物について、消防法に基づく防災管理者の選任及び自衛消防組織の設置等、事業所の消防防災体制の強化に向けた制度を推進している。

第9節 医療・衛生・環境の体制づくり

〔施策の体系〕

この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体
第1 医療救援体制の整備	1 医療情報の集約・伝達体制の確立	保健福祉局保健所医務薬事課、ウェルネス推進部医療政策課	
	2 医薬品、医療資器材の供給体制の確立	保健福祉局ウェルネス推進部医療政策課	北海道、(一社)北海道医薬品卸売業協会
	3 血液供給体制の確立	保健福祉局ウェルネス推進部医療政策課	日本赤十字社
	4 災害時医療従事者の確保	保健福祉局ウェルネス推進部医療政策課	(一社)札幌市医師会、(一社)札幌歯科医師会、(一社)札幌薬剤師会
	5 災害時基幹病院制度の整備	保健福祉局ウェルネス推進部医療政策課	
	6 透析医療体制の整備	保健福祉局ウェルネス推進部医療政策課	(一社)札幌市医師会(札幌市透析医会)
	7 心のケア対策の体制整備	保健福祉局障がい保健福祉部精神保健福祉センター	
	8 歯科医療体制の整備	保健福祉局ウェルネス推進部医療政策課、ウェルネス推進課歯科保健担当	(一社)札幌歯科医師会
	9 災害時医療救護活動に関する医療関係団体との協定の締結	保健福祉局ウェルネス推進部医療政策課	
	10 感染症の予防	保健福祉局保健所感染症総合対策課、ウェルネス推進部医療政策課	
	11 災害時精神科医療基幹病院制度の整備	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課	札幌市精神科医会

〔施策の体系（続き）〕

この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体
第2 防疫・衛生活動等の体制整備	1 火葬場の整備	保健福祉局ウェルネス推進部施設管理課、里塚斎場	北海道葬祭業協同組合
	2 火葬のための資機材確保	保健福祉局ウェルネス推進部施設管理課、里塚斎場	
	3 食品の安全確保	保健福祉局保健所食の安全推進課、各区保健福祉部健康・子ども課生活衛生担当	
	4 死亡動物対策	保健福祉局保健所動物愛護センター	(公社)北海道獣医師会石狩支部、(一社)札幌市小動物獣医師会
	5 逸走動物等の対策	保健福祉局保健所動物愛護センター	(公社)北海道獣医師会石狩支部、(一社)札幌市小動物獣医師会
	6 家屋等の消毒・衛生害虫の発生予防駆除対策	保健福祉局保健所感染症総合対策課、生活環境課、ウェルネス推進部医療政策課、各区保健福祉部健康・子ども課生活衛生担当	(一社)北海道医薬品卸売業協会
第3 生活環境の確保	1 防災拠点におけるトイレ環境の整備推進	危機管理局	
第4 ごみ・し尿処理体制の整備	1 災害廃棄物(がれき)処理対策の推進	環境局環境事業部循環型社会推進課、事業廃棄物課、施設管理課	
	2 家庭ごみ処理対策の推進	環境局環境事業部業務課、施設管理課	
	3 し尿処理対策の推進	環境局環境事業部処理場管理事務所	
第5 環境保全体制の整備	1 河川等の水質保全対策の推進	環境局環境都市推進部環境対策課	
	2 大気保全対策の推進	環境局環境都市推進部環境対策課	

「心的外傷後ストレス障害(PTSD)」

事故や災害、戦争など生命に危険が及ぶほどの体験をしたり、目撃した後にみられる精神障害で、体験後、数週～数か月を経て発症する。主な症状は、苦痛な体験についての侵入的回想(フラッシュバック)や悪夢の繰り返し、感情の鈍化、覚醒の亢進(入眠困難、過度の警戒心、驚愕反応など)などがある。

第1 医療救援体制の整備

◇課題及び方針

地震災害の場合、建物の倒壊によって一度に多くの傷病者が発生する一方で、被災により医療機関の診療機能が低下し、医療の需給バランスの不均衡が生じることが考えられる。

札幌市では、このような課題に対処するため、災害時の医療体制における保健所や各区保健センターの役割、基幹病院制度、医薬品等の供給体制の確立等を推進してきたところであり、これらの体制の更なる充実・強化を図っている。

◇対策の現況及び計画

1 医療情報の集約・伝達体制の確立 〔保健福祉局保健所医務薬事課、ウェルネス推進部医療政策課〕	災害発生時には、医療機関の被災状況や傷病者の受け入れ可能状況等の情報を集約する体制として、札幌市保健所のあるWEST19内に「医療対策本部」を設置する。医療対策本部は、医療関係団体等が参画し、医療情報の集約・伝達を中心的に実施する。
2 医薬品、医療資器材の供給体制の確立 〔保健福祉局ウェルネス推進部医療政策課〕	札幌市においては、(一社)北海道医薬品卸売業協会との間に「地域防災計画に基づく災害時における医薬品等の供給等に関する協定」を締結しており、流通備蓄医薬品等が供給される。また、北海道が構築する「災害時における医薬品等の供給・管理等に関する要領」による供給体制も活用できることとなっている。
3 血液供給体制の確立 〔保健福祉局ウェルネス推進部医療政策課〕	治療に必要な血液の供給体制として、北海道赤十字血液センターが道内にある他の赤十字血液センター及び東京にある中央血液センターから支援を受ける体制を確立している。
4 災害時医療従事者の確保 〔保健福祉局ウェルネス推進部医療政策課〕	(一社)札幌市医師会、(一社)札幌歯科医師会、(一社)札幌薬剤師会等関係団体の協力により、災害時の医療従事者を確保している。また、DMA T(災害派遣医療チーム)、自衛隊(衛生隊)や日本赤十字社医療班の派遣もされる。
5 災害時基幹病院制度の整備 〔保健福祉局ウェルネス推進部医療政策課〕	災害時の重症者に24時間体制で対応できる災害時基幹病院として市内16か所の医療機関を指定している。災害時基幹病院は、災害時にライフライン(電気・水・ガス)の優先復旧を行う重要施設として位置付けている。 ◆災害時基幹病院の災害時対応訓練の実施など、災害時基幹病院を中心とした地域医療機関の連携を確立する。 ◆災害時基幹病院の役割について市民啓発を行う。

<p>6 透析医療体制の整備 〔保健福祉局ウェルネス推進部医療政策課〕</p>	<p>慢性腎不全患者に対する医療体制を確保するために、(一社)札幌市医師会の協力により受け入れ体制を確立している。</p> <p>市内における透析医療機関の確保は、広域災害救急医療情報システム(EMIS)や(一社)札幌市医師会の緊急連絡システム等を用いて患者の診療、受入可否についての情報を医療対策本部で集約する。患者は、救急車、「傷病者の搬送業務に関する協定」に基づく業者、自衛隊などにより搬送する。</p> <p>◆市外の透析医療機関との具体的な連携・搬送方法については今後検討する。</p>
<p>7 心のケア対策の体制整備 〔保健福祉局障がい保健福祉部精神保健福祉センター〕</p>	<p>被災者に、災害によるストレス反応、PTSD(心的外傷後ストレス障害)及び適応障害等の発生が予想されることから、避難の長期化が予想される場合には、心のケア対策を実施する必要がある。</p> <p>◆災害発生後、初期の段階から心のケア対策が実施できるよう、体制整備について北海道と連携して検討する。</p>
<p>8 歯科医療・保健体制の整備 〔保健福祉局ウェルネス推進部医療政策課、ウェルネス推進課歯科保健担当〕</p>	<p>災害発生直後には、歯を含めた口腔及び顎の負傷、義歯の紛失や損傷、その後にはストレスや口腔内の衛生状態の悪化による歯痛や口内炎が増加するなど歯科や口腔内に障害が出てくる者の発生が予想されるため、(一社)札幌歯科医師会等の協力を得て歯科医療・保健体制を整備している。</p> <p>◆各区応急救護所で、歯科の応急処置及び重傷度判定を支援する歯科医師の協力体制を整備する。</p> <p>◆避難所等の巡回診療や義歯修理及び保健指導等を行う歯科医師等の協力体制を整備する。</p>
<p>9 災害時医療救護活動に関する医療関係団体との協定の締結 〔保健福祉局ウェルネス推進部医療政策課〕</p>	<p>災害時の医療救護活動が円滑に実施されるよう、医療関係団体((一社)札幌市医師会、(一社)札幌歯科医師会、(一社)札幌薬剤師会、(一社)北海道医薬品卸売業協会、(公社)北海道柔道整復師会札幌ブロック)と協定を締結している。</p>
<p>10 感染症の予防 〔保健福祉局保健所感染症総合対策課、ウェルネス推進部医療政策課〕</p>	<p>災害時の伝染病等の感染症疾病の発生状況を把握し、適切な防疫業務を行うために、薬剤、資器材を整備している。</p> <p>「札幌市地域防災計画に基づく災害時における医薬品等の供給等に関する協定」や「災害時における医薬品等の供給・管理等に関する要領」に基づき、流通備蓄医薬品等が供給される体制を整備している。</p>
<p>11 災害時精神科医療基幹病院制度の整備 〔保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課〕</p>	<p>災害時に迅速かつ円滑に精神科医療を提供できるよう災害時精神科医療基幹病院の指定等をしている。</p> <p>◆精神科医療機関の役割や診療内容等の変化に対応できるよう必要に応じて適宜見直しを検討する。</p>

【関連対策】

応急第6節第1～3項、応急第14節第1項

【業務マニュアル等】

札幌市災害医療救護活動計画、札幌市医療救護班マニュアル～活動の指針～

第2 防疫・衛生活動等の体制整備

◇課題及び方針

地震災害の場合、建物の倒壊などによって多数の死者が発生すると予想されるため、遺体の火葬などにあらかじめ広域的な協力体制が必要となる。また断水・停電・浸水などにより衛生条件が悪化するため、食中毒、害虫の発生等に対しても注意を要する。一方、被災した家畜や飼い主が不明となったペットなどの逸走動物に対する保護対策も必要である。

札幌市では、これらの災害時の防疫・衛生活動を迅速に行えるように、事前対策を実施する。

◇対策の現況及び計画

1 火葬場の整備 〔保健福祉局ウェルネス推進部施設管理課、里塚斎場〕	火葬場が被災した場合に備え、清田区の里塚斎場のほか、平成18年4月に手稲区の山口斎場を整備し、施設の分散化を図った。災害発生時には、里塚斎場と山口斎場の2施設体制により遺体の火葬を行う。
2 火葬のための資機材確保 〔保健福祉局ウェルネス推進部施設管理課、里塚斎場〕	北海道と北海道葬祭業協同組合が、札幌市を含む道内全域に対する葬祭用品の供給に関する協定を締結している。 ◆災害時には北海道を通じて棺、骨壺、ドライアイス等の葬祭用品の供給を要請する。
3 食品の安全確保 〔保健福祉局保健所食の安全推進課、各区保健福祉部健康・子ども課生活衛生担当〕	炊き出しや弁当等の配給食品などの災害時の食料による食中毒の発生を防止するため、「食品安全確保対策マニュアル」を策定している。
4 死亡動物対策 〔保健福祉局保健所動物愛護センター〕	市営の死亡獣畜取扱場は、動物管理センター福移支所の1か所のみである(処理能力 1,000kg/日程度)。 ◆当該施設の処理能力を超える死亡動物が発生した場合には、近隣市町村の死亡獣畜取扱場、民間のペット霊園等に協力を要請する。
5 逸走動物等の対策 〔保健福祉局保健所動物愛護センター〕	◆犬舎等の確保を推進し、また、逸走動物等の保護対策に備えて「(公社)北海道獣医師会石狩支部」「(一社)札幌市小動物獣医師会」等の関係団体と連絡体制を強化する。
6 家屋等の消毒・衛生害虫の発生予防駆除対策 〔保健福祉局保健所感染症総合対策課、生活環境課、ウェルネス推進部医療政策課、各区保健福祉部健康・子ども課生活衛生担当〕	◆災害時の感染症の発生を未然に防ぐため、災害発生後に避難所等の衛生指導を行う。 ◆(一社)北海道医薬品卸売業協会と札幌市が医薬品の供給について協定を結んでおり、災害時には(一社)北海道医薬品卸売業協会に消毒薬剤の供給を要請する。

【関連対策】 応急第13節、応急第14節第1、2、7項
【業務マニュアル等】 災害時における動物対策マニュアル

第3 生活環境の確保

◇課題及び方針

災害が発生し、水洗トイレが機能しなくなると、排泄物の処理が滞り、感染症や害虫の発生が引き起こされる。また、トイレが不衛生であると、排泄を我慢する者が増え、健康被害を引き起こすおそれがある。そのため、発災直後からトイレ環境を損なうことのないよう、応急対策の活動拠点や避難生活の場となる防災拠点において、災害用トイレ（携帯・簡易トイレや仮設トイレ等）の整備など、生活環境の確保に努めるものとする。

◇対策の現況及び計画

<p>1 防災拠点におけるトイレ環境の整備推進 〔危機管理局〕</p>	<p>「応急対策の活動拠点」となる防災拠点 ◆災害用トイレの整備について検討を進める。特に、区災害対策本部が設置される区役所など、大規模な防災拠点については、マンホールトイレの整備についても検討を進める。</p> <p>「避難生活の場」となる防災拠点 「札幌市避難場所基本計画」に基づき、災害用トイレの整備を行う。 「避難所運営マニュアル」に、避難所におけるトイレ使用時のルールを定める。 ◆避難者の集約先となる区体育館など、長期にわたり避難生活の場となる防災拠点については、マンホールトイレの計画的な整備を進める。</p>
---	--

第4 ごみ・し尿処理体制の整備

◇課題及び方針

地震の揺れによって多くの住宅やビルが倒壊等の被害を受け、大量のがれきが発生する。倒壊建物等の撤去、処理については原則として建物の管理者が行うこととなるが、震災によって損壊した家屋の解体等に伴って発生する災害廃棄物（がれき）の処理方針についてあらかじめ定める。

家庭ごみについては、避難所の配置及び道路の不通や渋滞の状況等を考慮しながら、適切に収集できるよう事前対策を推進する。

また、地震による水道や下水道の被害によって水洗トイレの使用が不可能になる。そのため、災害直後に仮設トイレ等を避難場所に設置することが必要となることから、事前に必要台数を確保する。

◇対策の現況及び計画

1 災害廃棄物（がれき） 処理対策の推進 [環境局環境事業部循環型社会推進課、事業廃棄物課、施設管理課]	震災によって発生する、災害廃棄物（がれき）の受入処理方針をあらかじめ定める。
2 家庭ごみ処理対策の 推進 [環境局環境事業部業務課、施設管理課]	避難場所から排出されるごみを含め、震災後の家庭ごみの収集方法等をあらかじめ定める。 ごみ収集車について札幌市 71 台、委託業者 195 台を確保している（令和4年4月1日時点、平ボディ小型トラックは含まない）。
3 し尿処理対策の推進 [環境局環境事業部処理場管理事務所]	仮設トイレのレンタル業者と協定を締結する。必要台数最大 1,800 基(避難所避難者数 50 人につき 1 基)し尿の収集計画を策定する

【関連対策】 応急第 14 節第 3～5 項
 【業務マニュアル等】 災害廃棄物（がれき）処理マニュアル、環境部施設班防災マニュアル、環境部清掃班業務マニュアル、環境部トイレ対策班防災マニュアル
 【法令・計画等】 災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月環境省）

第5 環境保全体制の整備

◇課題及び方針

災害が発生した場合、工場や事業所等が被災したことによって、有害物質が漏出し、大気汚染や地下水・河川水の水質汚染を引き起こす可能性がある。また、建物の倒壊や解体処理をする時に、アスベストが飛散し被災地の住民の健康状態に影響を及ぼすことも予測される。

札幌市では、これら災害時の環境汚染に対して、危険施設の把握、危険防止の広報活動、及び災害発生時には濃度の測定などの監視を行う体制づくりを推進する。

◇対策の現況及び計画

<p>1 河川等の水質保全対策の推進 〔環境局環境都市推進部環境対策課〕</p>	<p>災害発生時の河川水質汚濁及び地下水汚染を未然に防止するために、有害物質使用事業所の把握等が必要である。 水質汚濁防止法により、有害物質使用事業所は届出制になっており、流出防止策や事故時の報告等についても規定している。</p>
<p>2 大気保全対策の推進 〔環境局環境都市推進部環境対策課〕</p>	<p>災害発生時の有害物質やアスベストによる大気汚染対策として、これらの物質を使用している事業場の把握やアスベスト使用建築物の把握等を実施している。また、「災害時における石綿モニタリング等に関する協定書」を締結し、環境モニタリング体制の整備を行っている。 ◆有害物質による汚染防止として次の対策を実施する ○継続した有害物質取扱事業者の状況把握 ○有害物質濃度測定体制の整備 ○有害物質取扱事業者のリスト化 ○有害物質取扱事業者向けのパンフレットの作成 ◆アスベストによる汚染防止として、アスベスト使用建築物の把握及びマップ化を推進する。</p>

【関連対策】 応急第14節第6項
 【業務マニュアル等】 災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(環境省)

第10節 被災者支援の体制づくり

〔施策の体系〕

この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体
第1 備蓄の推進	1 備蓄物資の整備	危機管理局危機管理部危機管理課	
	2 備蓄庫の整備	危機管理局危機管理部危機管理課、教育委員会生涯学習部学校施設課	
	3 流通備蓄の充実	経済観光局産業振興部経済企画課	大手スーパーマーケット等
	4 家庭内備蓄の促進	危機管理局危機管理部危機管理課	
第2 物資供給体制の整備	1 生活物資の供給	経済観光局産業振興部経済企画課	
	2 集荷体制の確保	経済観光局中央卸売市場管理課	
第3 給水体制の整備	1 応急給水施設の整備	水道局給水部計画課、給水課	
	2 応急給水体制の強化	水道局総務部、給水部	
	3 応急給水資機材の備蓄の充実	水道局給水部給水課	
	4 災害応急用協力井戸の確保	保健福祉局保健所生活環境課	
第4 避難場所の整備	1 避難場所の指定	危機管理局危機管理部危機管理課、保健福祉局総務部総務課、高齢保健福祉部介護保険課、障がい保健福祉部障がい福祉課	
	2 避難場所運営のための検討	危機管理局危機管理部危機管理課	
	3 避難場所の環境整備	危機管理局危機管理部危機管理課	
第5 り災証明の発行体制の整備	1 り災証明(火災)の発行体制の整備	消防局予防部予防課	
	2 り災証明(被災住家等)の発行体制の整備	財政局税政部税制課、危機管理局危機管理部危機管理課	

〔施策の体系（続き）〕

この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体
第6 ボランティアとの協力体制の確立	1 災害ボランティア受入体制の整備	保健福祉局総務部総務課	札幌市社会福祉協議会
	2 ボランティアの育成		
第7 帰宅困難者支援対策	1 帰宅困難者の安全確保	危機管理局危機管理部危機管理課	企業、学校、大規模集客施設の管理者、交通事業者等
	2 情報収集体制の整備		
	3 徒歩帰宅者への支援		
	4 市民への啓発活動の実施		

第1 備蓄の推進

◇課題及び方針

災害発生直後には、道路障害や社会の混乱などによって平常時の物流システムが機能しなくなり、市民生活に大きな支障を及ぼすことが予想される。

札幌市では、避難場所等における生活環境の向上のため、「札幌市避難場所基本計画」に基づき必要最低限の食糧や毛布などの生活物資を市内の各所に備蓄しているほか、流通備蓄体制の充実や家庭内備蓄の普及を推進する。

【備蓄の体系】

備蓄物資～札幌市が避難者等に供給するため、あらかじめ整備する食糧や生活必需品等
流通備蓄(大手スーパーマーケットなど)～生活物資などの供給に関する協定
家庭内備蓄(各家庭)～食料品、飲料水など日常のストック

◇対策の現況及び計画

1 備蓄物資の整備 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕	第4次地震被害想定で予測された、発災当日の避難場所避難者約9万人を基準に、①食糧対策、②トイレ対策、③防寒対策、④照明対策、⑤衛生対策として、流通備蓄が到達するまでの間や不測の事態に備え、必要最低限の備蓄物資について計画的に整備し、市内の基幹避難所及び防災拠点倉庫に分散配置している。 主な物資として、食糧(アルファ米、ビスケット類、粥、副菜、ゼリー、粉ミルク、液体ミルク)や簡易トイレ、紙おむつ、毛布、寝袋、ランタン、マスク、消毒液、段ボールベッド、簡易ベッド、パーティションなどを備蓄している。
2 備蓄庫の整備 〔危機管理局危機管理部危機管理課、教育委員会生涯学習部学校施設課〕	備蓄物資は、災害発生時の効率等を考慮し、市内の基幹避難所に分散配置している。 ◆市内の小中学校に備蓄物資を配置するため、体育館の新・改築時に備蓄庫を整備している。また、それ以外の小中学校については、校舎内の空きスペース等を活用して、備蓄物資を配置している。
3 流通備蓄の充実 〔経済観光局産業振興部経済企画課〕	生活物資を確保するため、大手スーパーマーケット等と在庫物資等の供給協定を締結し、流通備蓄の充実を図っている。 ◆流通備蓄による生活物資の供給については、避難所避難者が最大となる約9万人を基準とし、24時間以内に供給できるように協定各社と調達供給可能量などについて協議するなどの連携を推進する。 ◆今後も協定等によって物資の流通備蓄を充実させる。
4 家庭内備蓄の促進 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕	◆発災直後から3日間程度の必要な物資として、家庭での食料品、飲料水等の物資を備蓄するように広報活動を行い、家庭内備蓄を促進する。

【関連対策】 応急第8節第3項、応急第9節第2項
【業務マニュアル等】 災害時における消費生活の安定及び応急生活物資の供給等に関する相互協定(生活協同組合コープさっぽろ、イオン北海道(株)、(株)伊藤園、サッポロホールディングス(株)及びサッポロビール(株)、日糧製パン(株)、(株)ビバホーム、(株)セブン-イレブン・ジャパン、スターフェスティバル(株)、(株)セコマ、(株)セイコーフレッシュフーズ、(株)北燦食品、(株)サッポロドラッグストアー、NPO法人コメリ災害対策センター、(株)ローソン、(株)ラルズ、コアレックス道楽(株)

第2 物資供給体制の整備

◇課題及び方針

災害発生時には、流通経済が停止するために物資の入手が困難となることが予想される。

札幌市では、地震発生後、いち早く避難場所にいる被災者に物資を供給するために、物資の備蓄のほか、優先的に物資の供給が受けられるように大手スーパーマーケットや輸送業者等との協定締結や連携を推進する。

◇対策の現況及び計画

1 生活物資の供給 〔経済観光局産業振興部経済企画課〕	生活物資の供給、消費生活の安定、輸送のために大手スーパーマーケットや運送会社と協定を締結している。
2 集荷体制の確保 〔経済観光局中央卸売市場管理課〕	◆被災した市場機能の早期復旧と生鮮食糧品の安定供給を確保するため、他都市中央卸売市場との相互応援協定のほか、市場内の卸、仲卸業者等との連携体制を整備していく。 ◆協定の実効性を高めるために一層連携を強化する。

【関連対策】

応急第9節第3項

【業務マニュアル等】

災害時における消費生活の安定及び応急生活物資の供給等に関する相互協定(イオン北海道(株)、生活協同組合コープさっぽろ、(株)伊藤園、サッポロホールディングス(株)及びサッポロビール(株)、日糧製パン(株)、(株)ビバホーム、(株)セブン-イレブン・ジャパン、スターフェスティバル(株)、(株)セコマ、(株)セイコーフレッシュフーズ、(株)北燦食品、(株)サッポロドラッグストア、NPO法人コメリ災害対策センター、(株)ローソン、(株)ラルズ、コアレックス道栄(株)、災害時における自動車輸送の協力に関する相互協定書(一社)札幌地区トラック協会、日本通運(株)札幌支店、ヤマト運輸(株)札幌主管支店、佐川急便(株)北海道支店)、全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定(各都府県市)

第3 給水体制の整備

◇課題及び方針

地震災害では、水道管の破損により広範囲にわたって断水が発生すると予測される。また、水道管の復旧までにはかなりの日数が必要であり、それまでの間、飲料水、生活用水等の確保及び給水活動が必要である。

このため、初期段階の飲料水及び生活用水を確保する緊急貯水槽等の応急給水施設の整備を図る。また、給水活動に備えて給水タンク車・給水袋等の資機材の備蓄を進めているほか、応急給水に必要な人員、車両、資機材などの体制の充実について検討し、給水体制の強化を図る。

また、生活用水の確保については、水道局において実施する災害給水対策の補完として、災害応急用協力井戸の指定を継続する。

◇対策の現況及び計画

<p>1 応急給水施設の整備 〔水道局給水部計画課・給水課〕</p>	<p>災害発生後3日間の飲料水を確保するための緊急貯水槽等及び緊急時給水管路については整備が完了し、必要水量の確保ができています。</p> <p>また、災害発生後4日目以降の飲料水及び生活用水を確保するための緊急遮断弁付配水池等についても整備が完了し、必要水量の確保ができています。</p> <p>応急給水拠点の拡充を目的として、学校などの指定避難所（基幹避難所）に隣接している耐震化された水道管への応急給水栓の整備が完了しています。</p> <p>水道施設の耐震化状況を踏まえ、応急給水拠点の今後の更新方針を検討していく。</p>
<p>2 応急給水体制の強化 〔水道局総務部・給水部〕</p>	<p>全国的な応援体制として、(公社)日本水道協会による応援枠組のほか、大都市水道局と応援活動に関する協定を締結しており、特に仙台市水道局、川崎市上下水道局とは、水道施設等に係る情報交換や合同防災訓練を実施し、応急給水体制を強化している。</p> <p>近隣都市との連携として、北広島市、江別市、小樽市の3市と連絡管を整備し、災害時の水道水の相互融通に関する協定を締結している。</p> <p>関係団体である(一財)さっぽろ水道サービス協会、札幌市管工事業協同組合、札幌環境維持管理協会、札幌市水道メーター検針委託事業者と応急活動に関する協定を締結し、協力体制を整えている。</p> <p>札幌市水道局災害時支援協力員(水道局OBによるボランティア組織)によるサポート体制を強化しているほか、地域住民を対象とした緊急貯水槽等の説明会を実施し、市民との連携を強化している。</p> <p>◆大都市水道局や関係団体と情報交換や合同防災訓練を通じ、さらなる応援給水体制を強化する。</p> <p>◆地域住民への説明会を通じ、市民等との連携を強化する。</p>

3 応急給水資機材の備蓄の充実 〔水道局給水部給水課〕	断水時の給水資機材として、給水タンク車5台、車載用給水タンク32基、給水袋、仮設水槽16台などを備蓄している。 ◆第4次被害想定を踏まえ、備蓄計画を見直し、応急給水資機材の必要数量を検証する。
4 災害応急用協力井戸の確保 〔保健福祉局保健所生活環境課〕	断水した時の生活用水の確保のため、令和6年11月現在、災害応急用協力井戸473施設を指定している。

【関連対策】 応急第9節第1項
【業務マニュアル等】 札幌市水道局地震災害対策マニュアル、札幌市水道局受援マニュアル、各種災害協定（札幌市水道局）

第4 避難場所の整備

◇課題及び方針

地震が発生した時は、家屋の倒壊や焼失により多数の市民が避難生活を余儀なくされる。また、火災の延焼拡大から多数の市民の安全を確保する空間も必要となる。そのため、避難生活への支援対策を事前に準備しておくことが重要であることから、「札幌市避難場所基本計画」に基づき、避難場所の整備を進める。

災害対策基本法第49条の4～9（平成26年4月1日施行）では、異常な現象の種類ごとに当該災害の危険から緊急に逃れるための「指定緊急避難場所」及び、被災者を避難のために必要な間滞在させるための「指定避難所」を指定することとしている。

札幌市においても、洪水災害、土砂災害（崖崩れ、土石流、地すべり）、地震災害、大規模な火事を対象とし、指定緊急避難場所を指定する。また、指定避難所についても指定を行う。また、冬期の停電対策として避難者の集約先となる区体育館など、長期にわたり避難生活となる防災拠点について、非常電源の整備を進める。

◇対策の現況及び計画

1 避難場所の指定 〔危機管理局危機管理部危機管理課、保健福祉局総務部総務課、高齢保健福祉部介護保険課、障がい保健福祉部障がい福祉課〕	指定避難所については、小中学校を拠点とした整備を図っている。高齢者施設や障がい福祉施設等の関係団体と協定を締結し、要配慮者二次避難所（福祉避難所）を開設できる体制を整えているほか、令和元年9月に、円滑な設置・運営を目指すことを目的として、要配慮者二次避難所（福祉避難所）設置・運営ガイドラインを作成した。
2 避難場所運営のための検討 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕	近年の被災地における避難場所運営の課題などを踏まえ、令和元年9月に避難場所運営マニュアルを改訂。 ◆今後も種々の課題を踏まえながら随時見直しを行う。
3 避難場所の環境整備 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕	冬期の停電対策として避難者の集約先となる区体育館など、長期にわたり避難生活となる防災拠点について、非常電源の整備を進める。

【関連対策】 応急第7節第1～2項、応急第16節第1項
【法令・計画等】 災害対策基本法、札幌市避難場所基本計画

第5 り災証明の発行体制の整備

◇課題及び方針

災害発生後、り災証明の発行の申請が窓口で集中すると予測される。り災証明書は見舞い金や保険金を受け取る（大規模災害時には被災者生活支援制度等の適用に活用される）ためのものであり、迅速な発行が必要とされる。

札幌市では、迅速かつ的確な損害状況の把握とり災証明の発行ができるような体制づくりを推進する。

◇対策の現況及び計画

1 り災証明(火災)の発行体制の整備 [消防局予防部予防課]	◆大規模災害発生後、消防署による火災原因調査体制を確保する。 ◆消防署と他都市消防からの応援により、火災原因等を調査し、各消防署予防課等を窓口としてり災証明(火災)を発行する。
2 り災証明(被災住家等)の発行体制の整備 [財政局税政部税制課、危機管理局危機管理部危機管理課]	◆各市税事務所(災害の規模により各区役所を含む)に発行窓口を設けることを想定し、他の相談窓口との連携体制を整える。 ◆また、災害時に迅速な業務が行えるよう「り災証明書マニュアル」の見直しを随時行うとともに、平時からり災証明の発行業務についての知識を習得するため、税務職員への研修を実施する。

第6 ボランティアとの協力体制の確立

◇課題及び方針

地震発生時における要配慮者への対応は、札幌市や福祉関係団体だけで実施することが不可能であり、町内会など地域ぐるみの安全確保が必要である。また、避難生活時においては、避難場所・応急仮設住宅・福祉施設などにおいて災害ボランティアによる生活支援も必要となる。

札幌市では、自主防災の組織づくり・活動支援を実施するとともに、特定の資格や職能を有する専門職ボランティアとの連携も視野に入れ、札幌市社会福祉協議会と連携を図りボランティア活動を支援する。

◇対策の現況及び計画

<p>1 災害ボランティア受入体制の整備 〔保健福祉局総務部総務課〕</p>	<p>◆札幌市社会福祉協議会「札幌市災害ボランティアセンター」を災害ボランティアの受け入れ窓口として体制の整備を図るとともに、災害時に災害ボランティアへの対応を適切に行い、早期の支援活動を実施するため、札幌市社会福祉協議会と連携し、「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を策定。今後も他都市での災害時の対応等を踏まえ随時見直しを行う。</p>
<p>2 ボランティアの育成 〔保健福祉局総務部総務課〕</p>	<p>札幌市社会福祉協議会ボランティア活動センターにおいて、災害時のボランティア活動の普及を図るため、市民を対象に被災地での活動事例紹介などの研修を実施している。</p> <p>◆市内外から集まってくる個人・団体が、円滑かつ効果的にボランティア活動ができるよう、需給調整など指導的な役割を担う、災害ボランティアリーダーを養成するための研修を開催する。</p>

第7 帰宅困難者対策

◇課題及び方針

札幌市には企業、学校や大規模集客施設が集中しており、大規模災害が発生し、鉄道、バスなどの交通機関が止まった場合、外出中の人々は街中に取り残され、情報等が錯綜する中で精神的に不安な状況になるなど、混乱の発生が予想される。これらの人々は、企業や学校等に留まり、あるいは徒歩等での帰宅を試みるも道路の途絶等で断念し保護が必要になるなど、「帰宅困難者」になることが予想される。

東日本大震災を踏まえた南海トラフ巨大地震の被害想定の手法に基づく推計(平成25年度実施)では、最大で12万9千人の帰宅困難者の発生を想定しており、安全確保や帰宅支援のための対策が求められている。

札幌市では、企業、学校、集客施設の管理者、交通事業者等の関係機関と協力しながら、これらの対策について検討を進める。

◇対策の現況及び計画

<p>1 帰宅困難者の安全確保 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕</p>	<p>震災発生直後の災害の状況が不明の中で帰宅行動を開始することは危険であることから、企業、学校や大規模集客施設等では、顧客や従業員、学生等の生命を守るため、施設等の安全の確認、宿泊場所の確保、食料の提供等の対応が求められる。</p> <p>◆大型商業施設や業務機能が集中している都市再生緊急整備地域については、帰宅困難者を受入れるための一時滞在施設を「札幌駅・大通駅周辺地区都市再生安全確保計画」により整備する。その他の駅周辺の地域については、指定避難所を活用する他、必要に応じて協定等による確保を検討する。</p> <p>◆企業・学校等に対して、帰宅困難者の安全確保のための対策を推進するよう啓発を行う。</p>
<p>2 情報収集体制の整備 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕</p>	<p>帰宅困難者が安心して行動するためには、災害用伝言ダイヤル171などを活用した家族の安否確認、交通機関の運行状況、道路の被災状況などの情報が必要である。</p> <p>◆関係機関と連携を図りながら情報収集体制の構築に努める。</p>
<p>3 徒歩帰宅者への支援 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕</p>	<p>北海道では、徒歩で帰宅する人々を支援するため、コンビニエンスストアなどと「災害時帰宅支援ステーション」(帰宅困難者への水道水、トイレの提供、道路情報などの情報提供等を実施)の設置に係る協定を締結している。</p> <p>◆災害時帰宅支援ステーションへの情報提供体制等について検討する。</p> <p>◆帰宅支援について、ガソリンスタンド等との協力体制について検討する。</p>
<p>4 市民への啓発活動の実施 〔危機管理局危機管理部危機管理課〕</p>	<p>◆外出時に被災した場合に備えて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○徒歩による帰宅経路の確認 ○徒歩帰宅に必要な装備の用意 ○災害用伝言ダイヤルなど家族との連絡手段の確保などの必要性について啓発に努める。

【関連対策】 応急第3節第2項、応急第7節第3項
【法令・計画等】 札幌駅・大通駅周辺地区都市再生安全確保計画

第11節 地区防災計画

〔施策の体系〕

この節の対策	施策の体系	所管課	関係機関・団体
第1 地区防災計画の推進	1 共助による防災活動推進	危機管理局危機管理部危機管理課、各区市民部総務企画課	自主防災組織(町内会等)

第1 地区防災計画の推進

◇課題及び方針

地震等の大規模災害の発生時には、行政機能がまひしてしまい、行政による「公助」が行き渡らないことが想定されるため、地域住民自身の命を守る行動「自助」と地域コミュニティによる助け合い「共助」による地域防災力をより一層向上する必要がある。

市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、災害対策基本法に基づき、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難体制の構築など、自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画を作成することができる。

札幌市防災会議は、同法第42条第3項及び第42条の2に基づき、札幌市と地域の防災活動の連携をより一層深めることを目的に、必要があると認めるときは、地区居住者等が作成する地区防災計画を札幌市地域防災計画に定める。

札幌市は、防災協働社会の実現に向けて、各地区の特性に応じたコミュニティレベルでの防災活動を尊重し、地域密着型の防災計画として地区防災計画作成を推進していく。

札幌市地域防災計画に定める地区防災計画は以下のとおり。

◇対策の現況及び計画

1 地区防災計画作成支援 〔危機管理局危機管理部危機管理課、各区市民部総務企画課〕	モデル地区を選定し、ワークショップ等を通じて地域の防災意識の醸成を図りながら、地区の意向や特性などを踏まえた地区防災計画案作成等の段階的な支援に取り組んでいる。
--	--

(地区防災計画一覧)

計画名称	策定年月日
(中央区) 一般社団法人西創成親和会地区防災計画	平成30年(2018年)2月22日
(白石区) 北郷親栄第一町内会地区防災計画	平成30年(2018年)2月22日
(中央区) 札幌時計台ビル地区防災計画	平成31年(2019年)3月19日
(北 区) ロイヤルシャトー新琴似地区防災計画	平成31年(2019年)3月19日
(厚別区) 厚別西厚信会地区防災計画	平成31年(2019年)3月19日
(中央区) 盤溪地区防災計画	令和3年(2021年)2月19日
(東 区) 元町まちづくり連合会地区防災計画	令和3年(2021年)2月19日
(白石区) 白石東地区町内会連合会地区防災計画	令和3年(2021年)2月19日
(北 区) 新琴似西連合町内会地区防災計画	令和6年(2024年)4月10日
(豊平区) 東月寒地区町内会連合会	令和6年(2024年)4月10日
(南 区) 澄川地区連合会地区防災計画	令和6年(2024年)4月10日
(豊平区) 西岡地区町内会連合会地区防災計画	令和7年(2025年)3月10日
(手稲区) 前田ゆたか町内会地区防災計画	令和7年(2025年)3月10日